



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | アメリカ原状回復法における優先的取戻し（1） —連邦倒産事例における擬制信託—   |
| Author(s)        | 植本, 幸子; UEMOTO, Sachiko   |
| Citation         | 北大法学論集, 56(1), 277-328  |
| Issue Date       | 2005-05-20  |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/15357">https://hdl.handle.net/2115/15357</a> |
| Type             | departmental bulletin paper   |
| File Information | 56(1)_p277-328.pdf  |



# アメリカ原状回復法における優先的取戻し（一）

——連邦倒産事例における擬制信託——

植本幸子

## 目次

序 課題の設定と予備的考察

第一節 問題提起

第二節 アメリカ原状回復法の構造——コモン・ロー上の準契約とエクイティ上の擬制信託

一 アメリカ原状回復法とは何か

- 二 擬制信託に特有の要件
  - 三 擬制信託の効果における特質
  - 四 効果の制限―善意有償取得者
  - 五 問題の所在
  - 六 筆者の立場と擬制信託
  - 七 残された問題
- 第一部 連邦倒産事例における擬制信託の考察
- 第一章 手続と問題の概観
- 第一節 管轄と法源
- 一 裁判管轄
  - 二 審級関係
  - 三 法源
- 第二節 連邦倒産事例における擬制信託の優先的効力の概観
- 一 問題の流れ
  - 二 倒産法典の規定と具体的な論点
- 第二章 連邦倒産事例における擬制信託の取り扱い
- 第一節 リーディングケース―五四一条優位によるエクイティ優位説
- 第二節 リーディングケース後の裁判例
- 一 エクイティ優位説
  - 二 制限的肯定説
  - 三 否定説
  - 四 その他
- 第三節 サークット毎の判例の動向

(以上、本号)

第四節 制限的肯定説のその後

第二部 学説の紹介と総合的な考察

第一章 学説による分析

第一節 一般債権者に優越する根拠

第二節 当事者の態様による救済の是非—Sherwin

第三節 具体的事案への当てはめ

第二章 擬制信託拡張の可能性

第一節 賠償額の範囲

第二節 擬制信託の限界

第三章 日本法への示唆

第一節 倒産法改正

第二節 担保権の問題

第三節 日本の信託的事例と擬制信託

結

序 課題の設定と予備的考察

第一節 問題提起

（一）日本法は、金銭の所有者は占有によって決するといわれる。たとえば、横領した金銭が横領を行った者の下にあった

場合、横領された者は、その金銭が自己の金銭であることを理由として、横領者の他の債権者に優先して取り戻すことはできない。その結果は、その金銭が他の金銭と混和されていた場合であれ、そのものだけが残っている場合であれ変わりがない。また、たとえその金銭が他の金銭と混和されていたが使用されずに残存していたとしても優先的な取り戻しは許されないこと

になる。他の金銭との混和財産からの使用があり財産全体が減っているので全額返還が許されないというわけではない。さらに、横領者が自己の預金口座に横領した金銭を預金した場合にも、他の金銭との混和の有無を問わず預金者が横領者であることを理由として預金債権は横領者にも帰属する。横領された者は、横領した者の口座の金銭を、横領された自己の金銭であるとして、他の債権者に対して優先して取り戻すことはできない。銀行に対しても、預金債権が法律上当然に自己に帰属するものであると主張することができず、銀行は横領者に対する自己の債権と、横領された金銭によって成立した預金債権を相殺することができる。この場合、横領者の一般債権者や銀行が善意の第三者であることは問われない。つまり、横領者に横領した金銭が存在したからこそ与信したが横領について善意である場合も、すでに横領者に対して存在する債権を回収したいために横領者の違法な行為を黙認したり促すような場合にも同様の結果となる。そして横領者と融資者という内部の関係については侵害された側では立証し難いため、横領者の違法な行為を社会的に容認する法的帰結をもたらすことになる。違法な行為を抑止ではなく促進することにつながりかねないこのような法的処理は妥当であるのか。

(二) 契約を解除した売主の所有物を買主が既に売却し転売代金を受領していた場合に、その金銭について元の所有物の代償物として、買主の他の債権者に優先して回収することはできない。また、買主が倒産した場合に買主の下にある売却金については取り戻し権を行使することはできない。請求しようとする財産が代償物や金銭に変わってしまったということだけで当事者に救済の道が断たれてしまうのは果たして妥当であろうか。

これら(一)と(二)に関する評価は、第一に、取り戻したものが第三者に移転した場合の追及の問題に関わる。この問題は、(一)においては横領した者に対し預金債務を負う銀行が返還義務者に対して債権を持っていて相殺してしまった場合に、横領された者が銀行に対して不当利得請求をすることを認めなくてもいいのかという問題となる。また、(二)は、買主からの転得者の下にある所有物を自己のものとして取り戻せるか、取り戻せない場合にはその代償として、転得者に対する買主の売買代金債権から優先的に回収することができるか、一定の場合に認められるとして、その転得者が売買代金を転売主である買主のために預金した場合に転得者の他の債権者に優先して取り戻せるか、という問題である。

第二に、取り戻したい対象が債務者の下にある場合に債務者の一般債権者に優先して取り戻せるか、という問題に関わる。

これは、ものそのものや、そのものが添附を經たりそのものと交換された代償物が債務者の下にある場合に返還義務者の一般債権者に優先して取り戻せるかという問題である。(一)の場合には、横領金銭を横領した者が直接事務所の金庫に入れていた場合に、横領した者の他の債権者に優先して取り戻せなくてもいいのか、(二)においては、買主が倒産した場合に買主の下にある売却金については取り戻し権を行使できなくてもいいのかという問題である。

第一の問題が第三者に対する「追及」の問題である。英米法では追及「tracing」の用語を、転得者に渡る前に占有していた本来の返還義務者に対する請求の場面でも用いる<sup>(2)</sup>。第一の問題と第二の問題の両方がともに「追及」の問題であり、そのような追及がどのような場合に認められるのかについて、「追及効」の問題として日本においても紹介される。

この追及効は、アメリカ原状回復法の領域における擬制信託を中心とするエクイティ上の救済の機能である。アメリカ法における擬制信託は、連合王国法と違って当事者間の信認関係の存在を要求せず、特別な関係が存在しない広い場面においても

とのものの「追及」が可能かどうかという議論で救済の是非を問う。

このようなアメリカ原状回復法における擬制信託については、代表的なものとして松坂佐一が概説的説明を行っている<sup>(3)</sup>。また、四宮和夫は金銭の所有権的保護に関し、追及効が広く認められる英米法における擬制信託とエクイティ上のリーエン<sup>(4)</sup>を理想的であると紹介しながらも、大陸法系にある日本法においてはなまず、他の債権者に対する優先的権利としては民法の構造上認められないと<sup>(5)</sup>する。松岡久和は、金銭騙取事例を念頭に置き、アメリカ法における擬制信託とエクイティ上のリーエンを紹介する。そして、擬制信託による取り戻しの対象についての特定性とも言える「追及可能性」の要件を不要とする少数説を、追及可能性を要求する通説に対比させて紹介し、返還義務者の一般債権者と返還権利者の利益対立における議論状況を考察する<sup>(6)</sup>。このように、日本では金銭混和における取り戻しの境界を中心に、伝統的な通説を中心とする学説と原理が紹介されている。しかし、追及効に関する日本法の問題点がここまで意識され問題視されているにもかかわらず、不当利得の専門家と英米法の専門家を除き、日本法の解決は当然のこととして受け入れられ、信託という英米法の理論は倒産隔離の側面と明示信託にお

ける便利な財産の処分方法としてのみ歓迎されるのみで、追及という責任の法理、意思を欠いたり瑕疵のあるときの移転における擬制信託の機能は軽視されているように思われる。

しかし、債務者の財産を広い範囲で掌握する担保権設定などの効力強化が今後も広まるであろうこと、また、現実の金銭の占有の意味の希薄化に伴って増すべき計算義務の重要性を考えると、違法な行為を促さない法的解決、新しい取引形態が生まれたときの脱法行為の後始末や理論や立法が追いつかなかった場合の補完的な法理のひとつとしてエクイティにおける擬制信託の機能は重要であると思われる。右記の理由から、本稿では、優越的回収の機能について、具体的な事例研究を行い、優先的取り戻しが実効性を持つ倒産事例において擬制信託が果たす機能の実際の紹介、追及効の裁判例における制限の考察を行う。

本稿の扱う連邦倒産事例における擬制信託の考察は、次のことを念頭に置く。(一) 倒産法は連邦問題でありかつ倒産法典が存在する。制定法による明示規定が、判例上のエクイティの原理を離れて、倒産政策のために倒産法適用上固有の制限を課している可能性がある。(二) 倒産法が明示規定を有しない実体法関係については州法により決せられる。そこで具体的事案における州法上のルール適用に際して、各裁判所が解釈により

制限を行っている可能性がある。これら二つの点を念頭において、実際には擬制信託がどのような場合に制限され、その結果実際にはどのような機能を果たしているかを連邦倒産事例において明らかにしようというのが本稿の目的である。そのために、第一部において、倒産事例における擬制信託の扱い方についての裁判所の立場を、控訴裁判所の判例が存在するサーキットについて分析する。

次に第二部では、そのような制限がどのような問題意識からどのように課されているのかを、正当化の議論に照らして分析する。広範な追及効は英米法特有のものであるという認識から特殊なものとして片づけることなく、共通する解決方法や、追及効が認められない日本法への問題提起を行う。

擬制信託は代償物や金銭についても追及効を広く認めるものである。そしてそれは、誰が優先的に回収を認められるべきかという問題に関して、担保権者に対立する利害を有する者も、担保権者も主張しうる。したがって、擬制信託が認められる場合を分析することにより、認められる場合と認められない場合のそれぞれの帰結を正当化する理由はどういったものであるかを検討し、優先的回収を認められるべき者はどういう者かについて、大陸法においては異なる法理で解決される各当事者につ

いて共通の土台で議論することが可能となる。

以上のように本稿では、実際に擬制信託がどのような機能を果たしているかという現状の紹介と、裁判事例で行われている解釈を紹介することによって、日本法においても何らかの示唆を与える具体的な利益衡量とそこから行われる利益の制限について、特に担保権の制限に関して考察を行う。

なお、特に言及のない限り、債務者とは倒産債務者、受益者とは当該目的物の転得者ではなく擬制信託の主張者、管財人とは倒産管財人を指すものとする。以下、アメリカ原状回復法と擬制信託についての簡単な説明を最初に行う。

## 第二節 アメリカ原状回復法の構造—コモン・ロー上の準契約とエクイティ上の擬制信託

### 一 アメリカ原状回復法とは何か

「原状回復法 (Restitution)」とは、広義の不当利得法を指す。一九三七年の第一次原状回復法リステイメントが、「他人の損失において不当に利得した者は、その他人に対し原状回復 (restitution) する義務を負う」とする<sup>(8)</sup>ように、アメリカ原状回復法は、不当利得の原理に基づいている。それは、不当な利

得を原因として認められ、かつ原告の損失を限度とする狭義の不当利得法と、吐き出的な救済を認める法の双方を含む。使用貸借の目的物についての原状回復義務や、原告の損失を限度とする賠償額を示す損害賠償論における「原状回復」とは異なる。

アメリカ原状回復法は、コモン・ロー上の準契約 (quasi contract) とエクイティ上の擬制信託 (constructive trust) を中心として構成されている。第一次リステイメントにおいては、コモン・ローとエクイティの双方における諸ルールが、原状回復の下に示された。ここでは、原状回復法の原理を一つの統一的な原理として示すために、不当な利得という概念が用いられたと評価しうる。さらに現在行われている第三次リステイメントの起草においては、大陸法における類型論の影響を受けた編纂が目指されている<sup>(9)</sup>。学説においては、類型論としては不十分であるという批判もある<sup>(10)</sup>。しかしながら、一九三七年の第一次原状回復法リステイメントを前提として、広義の不当利得法という一つの領域の中で編纂が試みられていると考えられる。このように、学説の整理という観点からみると、エクイティとコモン・ローの統合は、実体法上も進んでいるようにも見え<sup>(11)</sup>るが、実際に個々の解決において参照されるのは個々の救済方

法の区分に応じた先例でありルールである。そこで本稿で扱うエクイティ上の救済の特徴について最初に概観する。

原状回復に関するコモン・ロー上の制度は準契約であり、それは非債弁済や、準事務管理に当たる事案において用いられる。これに対して、エクイティ上の制度は、<sup>(12)</sup>擬制信託、<sup>(13)</sup>エクイティ上のリーエン (equitable lien)、<sup>(14)</sup>代位 (subrogation)、<sup>(15)</sup>エクイティ上のアカウントニング (equitable accounting) の形態を取る救済であり、なかでも擬制信託を中心として発展してきた。<sup>(17)</sup>広義では、<sup>(18)</sup>擬制信託とは、「不当な利得が存在する場合に、当事者の意思とは無関係に法の働きにより、利得者を受託者とし、その利益を受くべき者を受益者として信託を擬制する」制度である。他方で、狭義では、<sup>(19)</sup>追及可能な財産について、原告の損失が資する割合に応じた返還を認める救済である。このような狭義の擬制信託に対し、<sup>(20)</sup>エクイティ上のリーエンは、追及可能な財産について、原告の損失を限度とした返還を認める。エクイティ上のリーエンは、広義の擬制信託の効果の一つであるとも解され、「擬制信託」の語が用いられていても、それによって、<sup>(21)</sup>エクイティ上のリーエンが課されている場合がある。これらに対し、<sup>(22)</sup>代位は、保証人の求償権のための制度として使用される。そして、<sup>(23)</sup>エクイティ上のアカウントニングは、<sup>(24)</sup>エクイティ上、

一般債権者への優越性を持たない、通常の金銭判決を与える救済である。

このようなアメリカ原状回復法におけるエクイティ上の救済のうち、<sup>(25)</sup>狭義の擬制信託とエクイティ上のリーエンが、本稿での問題関心である。なぜならそれらは、原告の「損失」そのものに限らず、<sup>(26)</sup>広く交換的あるいは投機的に取得した所産 (product) についてまで返還を認めたり、<sup>(27)</sup>追及可能な限りで、<sup>(28)</sup>被告の他の一般債権者に対する優先的効力を認めることがあるからである。

## 二 擬制信託に特有の要件

追及可能であるとは、<sup>(29)</sup>侵害者の財産が何らかの形態で原告の財産を含むことである。つまり、<sup>(30)</sup>侵害者がいまだに原告の財産やその代位物や、<sup>(31)</sup>それらが混入した財産を有していることと証明されることである。<sup>(32)</sup>

例えば、<sup>(33)</sup>侵害者が原告の財産そのものや、原告の財産と交換的に取得した物を、他の財産と分離したり区別して保有している場合は、<sup>(34)</sup>追及可能であると容易に言うことができる。このときの立証責任は原告にあるが、<sup>(35)</sup>原告は原告の財産を当該財産に追及し得ることを主張すれば足り、<sup>(36)</sup>信認関係に基づき被告が計

算義務を負うことにより、被告が、当該財産に原告が追及し得ないことを示さなければならぬとされる場合がある<sup>(26)</sup>。そもそも追及可能性がどういった場合に認められるのかについて、明確なルールは存在せず個別の判断による。

他方で、コモン・ロー上の救済と違って、エクイティ上の救済が認められるための要件として、コモン・ロー上の救済の<sup>(27)</sup>不十分性がある。これは、エクイティが<sup>(28)</sup>補充的な機能を有し、<sup>(29)</sup>そもそもコモン・ロー上の救済が十分な場合には認められないことによる。救済の不十分性には、例えば、コモン・ロー上の制度がなかったり、あっても、その額を十分に回収できないことなどがある。

例えば、錯誤による金銭の支払いの場合には、コモン・ロー上の準契約の訴訟が通常充分な救済を与えるので、エクイティ上の訴えは維持しえない。しかし、同様の場合で受領者が支払不能であって、支払われた金銭が受領者の下で現存していれば、他の債権者に<sup>(30)</sup>優越してそれを回収するために、エクイティ上の訴訟を維持しうる。また、詐欺の要件を満たした場合のコモン・ロー上の救済は、詐欺の要件を立証することにより、原告は騙取された額を被告に強制し得る。この場合、エクイティ上の救済として、さらに救済の不十分性を示すことができれば、被

告の他の一般債権者に優先して回収することが認められる。

しかしながら、原状回復法におけるエクイティ上の救済に関して、不十分性の要件は言及されないことが多い。例えば、具体的に債務者がわずかの財産しか持たず総債権者の請求額を満たさないので原告は十分に自己の請求額を回収し得ないということとを、原告が個別に主張立証しなかつたとする。しかしそれが倒産事例である場合には、倒産事例であるというだけで一般的抽象的に債務者の無資力を理由として原告が十分な回収を得られないことが、原告の主張を待たずに容易に想定しうるため個別に認定して要件とする必要はない。このように、原告がエクイティ上の救済を求めている時点で既に、コモン・ロー上の救済がたとえ可能であるとしても不十分であるのが通常であるから、不十分性の要件が言及されることはないと考えられる。

この点は、本稿においても非倒産事例と倒産事例の比較において、倒産事例においてのみエクイティが認められるのではないかとという見込みが出たときには注意する必要がある。すなわち、非倒産事例においては擬制信託が認められないのに倒産事例においては認められる場合がありうる。その場合、結果として連邦裁判所の判断が州法の趣旨に反し問題が生じる可能性がある。しかし非倒産事例において擬制信託が制限的であるよう

に見えても、擬制信託の主張者が優先的な取り戻しを否定されることが直ちに主張者の権利の実現の妨げになるとは限らない。

例えば非倒産事例においては、擬制信託が否定されることにより擬制信託の主張者が当該目的物についての執行による回収を制限されたり他人の執行に対する第三者異議が否定された場合にも、他のエクイティ以外の賠償請求権を行使して債務者の一般財産への執行により全額回収することが可能である。したがって、ただちにその者が十分に回収できなくなってしまうことにはならないからである。したがって、判決上は不十分性についての明言が無くても、非倒産事例の方が制限的な州に関しては、実際に債務者の救済が妨げられることになるのかどうかについて留意する必要がある。

### 三 擬制信託の効果における特質

既述のように、擬制信託は、原告の損失を限度としない回復と追及効を有する点で特徴的である。

このうち、原告の損失を限度としないというのは、代償物の価額が原告の失った物の価額を上回った場合であっても代償物の価額の返還が強制されるといふことである。例えば、騙取金銭で投機を行なって利益を上げた場合には、そのような投機に

よる収入すべてにつき、騙取金銭で生命保険の保険料の支払を行った場合には生命保険金全額につき返還が強制され得る<sup>(31)</sup>。

このことは擬制信託が本来明示信託において発展してきたことに由来する。それについて以下説明する。

明示信託は、信認関係 (Fiduciary relationship) とエクイティ上の権限<sup>(32)</sup>の法理を特徴とする。

このうち信認関係とは、具体的には、代理人・本人間、組合員相互間、使用者・被用者間など、当然他人に帰属する財産をその他の人の計算において管理処分すべき場合<sup>(34)</sup>の関係である。つまり、擬制信託とは、まず、明示信託における信託関係における受託者の義務や受益者の権利についての考え方を、明示信託に限らずより広く、組合等の関係の場合にも、信認関係という概念を拡張することによって及ぼすものである。

次に、エクイティ上の権限とは、エクイティ裁判所がコモン・ロー裁判所とは別の裁判所であり、エクイティが異なる法源であることに由来する。エクイティ裁判所は、そもそも、「Aの場合にはBの判決を与えよ」と裁判所に対して命じる訴状を發行する部署が、コモン・ローの訴訟方式による訴訟が時代の要請にそぐわなくなったことに応じて発達し、独自に裁判所として機能するようになったものである<sup>(35)</sup>。そのような、エクイティ

裁判所の認める救済は、コモン・ローが存在しない場合や、コモン・ローによる解決が適切ではないと判断される場合に与えられた。そして、エクイティ裁判所は、コモン・ロー上の権利があるというコモン・ロー裁判所の判決を得た者に対して、その権利の行使をしないように命じることができた。<sup>(36)</sup>このような場合、コモン・ロー裁判所の認める権限とは別に、コモン・ロー上の権利者の権利の行使を妨げる者の側には、エクイティ上の権限が存在することになる。

アメリカ法において擬制信託が認められる場合は、信認関係のある場合と、さらに、信認関係のない場合<sup>(37)</sup>で詐欺や錯誤のある場合がある。信認関係のない場合も、詐欺や錯誤を原因として不当利得のある場合に、エクイティ上の権限を原告に残しておくことにより、被告に返還義務を強制するというように、エクイティ上の権限の法理を背景として考えると考えられる。

明示信託においては、信託財産のコモン・ロー上の権限は受託者に、エクイティ上の権限は受益者に存在する。そして、明示信託の要件を欠く場合にも信託の成立を擬制して矯正するものが、擬制信託の法理である。擬制信託も、明示信託の場合と同様に考えて、エクイティ上の権限を不当利得請求者が有する。

その結果、擬制信託に従う財産は、侵害者のものではなく、し

たがって、侵害者の一般債権者の引き当てとはならない。そこでは、本来信託のないところで信託関係を擬制し、返還義務者は受託者とみなされる。そしてさらに、当該財産に関連した行為について「受益者のために」行為したと擬制するのである。その結果、返還義務の範囲は信託財産の代償物にまで及ぶのである。

もつとも、擬制信託は、明示信託とは違い、「単なる救済」<sup>(38)</sup>である。このような、エクイティ上の請求の「救済」性は、エクイティ上の権利があるから救済があるという性質のものではないことを表す。したがって、擬制信託ゆえに原告の回復が認められるのではなく、不当利得ゆえに認められるといった構成をとることになる。<sup>(39)</sup>つまり、回復の根拠は「不当利得」であつて、そのための手段が擬制信託であることになる。のみならず、本稿後述において示すように、エクイティ上の救済は、権利(Coercion)として認められるものではない。したがって、エクイティ上の制度が救済であるということから、エクイティ上の請求権の行使には判決を要するといった考え方が導かれることもある。

次に、擬制信託の追及効について説明する。追及効は第三者に対してと、侵害者の一般債権者に対する優先的取戻しの機能

である。このうち、第三者についての追及は、金銭とその他の動産を区別せずに認められ、侵害者からの転得者に対しては善意有償取得者でない限り追及できる。<sup>(40)</sup> また、一般債権者に対しては、債務者の下にある追及可能な財産について、優先的にそれを取り戻すことができるという意味で優先権を有する。これは、侵害者の一般債権者は、債務者（侵害者）の違法な行為によつて利するべきではないとされ、エクイティ上の権利者に劣後するからである。<sup>(42)</sup>

このような追及効によつて認められる返還の対象は、原告から移転した「損失」そのものに限らず、広くその売却金（proceeds）<sup>(43)</sup> や交換的に取得したものとといった所産（product）<sup>(43)</sup> や、さらに利益を生んだ場合にはそのような収益にまで許され、その点が特徴的である。<sup>(44)</sup>

このうち原告の損失にとどまらない額についての返還義務は、「不当な利得の吐き出し」を根拠とするものである。他方で、優先的に回収できるということは、自分の物や金銭の取り戻しであり、自分の物の変化したものの取り戻しであることに重点が置かれていると言える。そのような事例に於いては、不正な行為による不当な利得ではなく、主に瑕疵ある取引に関する原状回復法であるともいえる。<sup>(45)</sup>

なお、原告の損失にとどまらない額の返還については、効果が強すぎるので、倒産事例においては擬制信託を主張する原告の権利を、原告の損失を限度とする回復であるエクイティ上のリーエンに限定することが提唱される。<sup>(46)</sup> 実際に裁判例に現れるのは、原告の損失に関してのみの取り戻しである。それは、倒産事例においては、倒産債権者との関係では、「不当な利得の吐き出し」といった観点が後退するからかもしれない。

このように、擬制信託は、侵害を受けたものに、追及可能な財産そのものであれ対価として得たものであれ、債務者の一般債権者に優先した特定の原状回復を許す。それは、侵害者の債権者が、侵害者の違法な行為によつて偶然に利益を得ることを否定するからである。<sup>(47)</sup> これは、本来の価値帰属者への帰属を強く認めているものといえる。侵害者の一般債権者は、その債務者である侵害者以上の地位にあるべきではないし、侵害者の違法な行為によつて利するべきではないのである。<sup>(48)</sup>

#### 四 効果の制限―善意有償取得者

エクイティ上の救済は追及効を持ち、善意有償取得者以外は返還を命じられる。ここでまず留意すべきは、「エクイティは对人的に機能する」ということである。擬制信託の主張者は善

意有債取得者からの転得者が悪意である場合にはそのものに対して請求を許される。このことは、理論上、対人的権利か対物的権利か、大陸法における物権債権峻別論という区分との関連で、信託が対人的権利ないし債権的権利に過ぎないということ

を必然的に導くわけではない。逆に、信託はすべてのものに対して強制しうるものであり、善意有債取得者に対して強制しえないという場合が例外であるというのが通説である。<sup>(49)</sup>

善意有債取得者に関しては、譲渡担保権者が権原 (title) 所有権を取得しているのとらえるか、単なる担保的権利を有するものとしてのみ取り扱うかという問題がある。所有権を取得していない場合には、譲渡担保権者は、第三取得者にはならぬので、仮に譲渡担保権を行使した後であっても、それは一般債権者が任意に債務者の財産を差し押さえて執行した場合と変わることなく、返還請求者からの請求に服するのではないかと予想される。他方で、譲渡担保権を譲渡とらえる州では、譲渡担保権者は第三取得者になりうる。しかし、既存債務を前提とするのみであり新たな約因の供与がない場合には、善意有債取得者にはあたらない。譲渡担保権を行使した場合には、新たな約因の供与を広く捉えることによって、譲渡担保権者を保護することは可能である。あるいは、担保権者が自己競落可能で

あるのか、可能であった場合にのみ通常の譲渡と同様のものとみなして特別に善意有債取得者の地位が与えられる可能性もある。

## 五 問題の所在

以上のような機能に即してみると、擬制信託は、侵害を受けた者に、当該財産につき一般債権者に対する優先権を与えらるという点で、被告破産の場合に特に重要である。<sup>(50)</sup> それは、一般債権者に対する優越性が実際に意味をなすのは、債務者が無資力の事例であつて、その多くが倒産手続に関連するからである。<sup>(51)</sup>

しかしながら、連邦倒産法事例では、エクイティ上の救済が制限される場合がある。

例えば、返還義務者が倒産債務者となる事例の多くは、連邦倒産法五四一条 (d) 項と、同五四四条の優劣の問題として扱われるが、そこでの解釈によつて擬制信託が否定される場合がある。<sup>(52)</sup> そのような擬制信託の制限は、一般債権者に対してエクイティ上の救済を優先させるといふ原則からみると、どのよう

に正当化されるのであろうか。さらに、連邦倒産法典上の規定を離れて個別のエクイティの判断で制限されている場合もある。例えば、他の倒産債権者も

擬制信託の救済を求める債権者と同様にエクイティ上の権利を有する場合に、訴えた一人のみの救済を否定する事例<sup>(35)</sup>がある。このような場合、擬制信託が否定されたとしても、裁判所が一般的に否定的な立場をとるとまではいえない。

いずれにしても、返還請求者が擬制信託の救済を求める場合には、そもそも請求原因自体をエクイティに依らせなければ権利が生じないような場合と、優先的に取り立てるためにのみ必要な場合とを区別する必要がある。前者は、特に、パートナーシップに瑕疵があったり、対抗要件を具備できなかった場合である。後者は、担保権設定に瑕疵があったり対抗要件を完備できなかった場合であるといえる。さらに、新たな取引方法の作出、非典型担保的な取引態様において、当事者が優先性を確保したい場合にも擬制信託が主張される。

代金の優先的回収の手段としてのみ擬制信託が主張される場合にも、取引の取り消しが原因として主張される。それは、擬制信託が認められる場合の詐欺に、支払い意思に関しての不法表示が含まれるためである。このようなときに返還義務者に積極的な欺罔行為が見られない場合には、法的に代金回収の方策を特にとらなかつた債権者に擬制信託の救済を与える必要はないといった理由から、擬制信託に制限的な態度が採られる可能

性がある。その場合には、代金回収のための、例えば担保権などの制度や対抗力具備のための登録が問題となる。

#### 六 筆者の立場と擬制信託

筆者の問題関心は、既存の担保権等により十分な回収手段を持たない者への法定優先権の供与にある。擬制信託の法理は融資として金銭を供与した者も詐欺を理由として主張できる救済であり、その者が担保権者であっても否定されるものではない。しかしながら、擬制信託が無いところでは、法定の担保権者のみが優先権を有し、それ以外の者はそもそも優先権を主張しようとする土俵が上がってこない。何よりも先に、優先権を有する者として同じ土俵に上がった上で担保権者の方を制限する議論を行うべきである。それにはまず、擬制信託そのものが倒産事例において認められていなければならない。その確認のために、代金回収手段として各控訴裁判所の傾向を把握しておくことは重要である。

以上の問題関心により本稿では、第一部第一章で連邦倒産法における擬制信託を概観し、次いで第二章でサーキット（巡回区）ごとの立場を具体的な事例をもつて示す。

七 残された問題

新たな取引方法の作出に関しては、そもそも既に判例や制定法が広く認める担保権の取り扱いに関連して、擬制信託を通じた回収に対する裁判所の態度が相互にどのような関連をもっているのが注目される。すなわち、擬制信託を通じた回収を認めるという解決が、立法の不備を補ったり、限界事例についての解釈をつめたりしている場合に、立法上の権利によって従来の権利を侵害される者の保護する機能を果たしているのか、既存の立法とは反対の立場によって新たな立法に向けての問題提起や根拠を提供するものなのかという点にも関心が持たれ、今後の課題とされる。

当該取引における真正売買性、伝統的な権原理論における善意有償取得者などとの関係も問題となってくる。このほか、夫婦間の財産分与・婚姻解消などに伴う清算において擬制信託が主張される場合がある。本研究は、それらの問題についての詳細な考察は別稿に委ね、概略と事案において問題になる限りにおいてのみ扱う。

優先的な取り立てだけを目的とする場合に、債務者が無資力なので、取消しや解除による取戻しのために擬制信託を主張する場合がある。その場合、物や金銭が形を変えたり別の価値の

物になったとしても追及することによって優先的に返還を受ける。金銭や代償物の範囲についての考察もここでは扱わない。

以上の場合すべてにおいても、一般債権者へ優先して請求する機能が、特に債務者倒産事例において顕在化してくる類型と考えられ、本稿で扱う事例で問題になった限りにおいてのみ取り上げる。

さらに、エクイティ上の救済のもつ一般債権者への優先効が、制限的にか機能していないという可能性は、倒産法固有の問題とは限らない。例えば、州によっては、擬制信託の成立自体に対して制限的かもしれないからである。それは判例においてであり、あるいは、詐欺の立証要件を緩和するはずの制定法が、詐欺の範囲を狭める可能性もある。それらを通して、擬制信託の救済を求める態様が違った場合に異なる取り扱いがなされる可能性はある。これらの問題に関しては本稿には余るため、取り扱い事例において引用される限りにおいて扱い、それ以上は将来の課題とする。

第一部 連邦倒産事例における擬制信託の考察

## 第一章 手続と問題の概観

## 第一節 管轄と法源

## 一 裁判管轄

合衆国憲法により破産は連邦問題であり、連邦議会が統一性を制定する権限を有し、その法の下で生じる事件には合衆国の司法権が及ぶ<sup>(56)</sup>。したがって破産事件は州の裁判所ではなく連邦の裁判所の管轄であり、さらに法二八号一三三四条により、連邦地裁が第一審管轄権かつ専属管轄権を有する<sup>(57)</sup>。連邦地裁は破産事件から生じた事件とそれに関連するすべての民事手続きについての裁判権を有する<sup>(58)</sup>。

## 二 審級関係

破産裁判官は控訴裁判所により任命される連邦地裁の職員であり、第一審管轄権を有する連邦地裁から付託を受けて審理判断し、裁判所と裁判手続法一五七条（b）項に列挙する「核心手続き」といわれる事項に関して決定や判決をする<sup>(60)</sup>。それ以外の事項に関しては連邦地裁の裁判官に提案を行い、当事者全員の同意がある場合を除いて、決定と判決は連邦地裁の裁判官が

行う<sup>(61)</sup>。

核心手続には財団債権の除外、財団財産の引き渡し命令、否認などが含まれる。連邦倒産法に基づく事件に「関連する」手続きは核心手続ではない。「連邦倒産法に基づく事件に関連する手続き」とは、五四一条により財団財産に帰属することになった訴訟原因に基づく訴訟であり、もし倒産事件がなければ連邦地裁または州裁判所に提起されるはずの訴訟である。債務者の契約違反を原因とする損害賠償請求や倒産事件開始前に発生した債権などの給付請求訴訟が、非核心手続である<sup>(62)</sup>。

したがって、擬制信託が倒産事件に関連して問題となる場合に、擬制信託の主張者が「財団に対して」返還を請求しかつ破産裁判所での手続きに関して当事者全員の同意がない場合には、非核心手続きとして第一審の判決や決定は連邦地裁が行い、その上訴は連邦控裁、さらに場合によっては連邦最高裁に上訴し裁量上訴で判断される<sup>(63)</sup>。

擬制信託の主張者の権利に対して管財人が否認や引き渡し請求を行う場合には、核心手続きとして破産裁判所（＝破産裁判官）が第一審となる。二審目が上訴裁判所としての連邦地裁、さらに連邦控裁と上訴でき、場合によっては連邦最高裁によって裁量上訴により判断される。

核心手続きに関しては、上級審としての連邦地裁のかわりに、三人の破産裁判官による破産上訴合議体（パネル）が設置され、そのパネルが第二審、それについての上訴が連邦控裁、さらに最高裁となる。パネルは一九九四年までは第九巡回区だけに設置され、その後一九九四年改正により原則として設置しなければならぬと定めた。その場合には第一審が破産裁判所、二審がパネル、三審目が連邦控訴裁判所、その後に連邦最高裁が裁量上訴で判断する。

### 三 法源

連邦倒産法の規定を通して倒産法の重要な部分は州法に左右される。連邦倒産法典が州法を明示する場合には、ひとつの特定のタイプの法として示す場合、「適用可能な法 (applicable law)」<sup>(67)</sup>として示す場合、「破産法以外の法 (nonbankruptcy law)」<sup>(68)</sup>として示す場合、州法や州のない地域の法 (territorial law)、<sup>(69)</sup>州法の定める特定の地域についての地域法 (local law) として示す場合、<sup>(70)</sup>判例法たる普通法で商慣習法を含むものとして示す場合がある。<sup>(71)</sup>

特に、倒産法にとって重要な概念である「破産財団」と「債権者」は州法に依拠する。たとえば、五四一条 (a) 項 (一)

号は、財団財産を構成するものの一つとして、同 (b) 項と (c) 項 (二) 号で示すものを除いた「手続開始時の財産における債務者のコモントリー上およびエクイティ上のすべての権利」を規定する。また、「債権者」については、二〇一条 (二) 項 (A) 号の定義規定が、「債務者に関連する請求原因による命令の時からそれ以前に、債務者に対する請求権を有する法的主体」であると定める。これらはその内容が倒産法典に規定されず、倒産法典以外の実体法によって定まるものであり、それらの実体法の圧倒的な部分を州法が占める。

裁判例において州法による先例を引用しかつ「当該州法において」と明示される部分がある場合には、州法によって決定される部分がある場合がある。それ以外の部分のみならず、「当該州法による」とされる部分においても、当該連邦裁判所の「連邦倒産法」の解釈における立場が見られる場合がある。

擬制信託に関しては、「擬制信託」の成立の可否が州法によって決定される部分であり、成立した擬制信託が連邦倒産法上認められるかどうかに関連して、当該巡回裁判所がそれぞれに一定の立場を示している可能性がある。以下においては実体法的にどの州法に関する事案かを明記した上で、連邦倒産法に関する解釈についての各巡回控訴裁判所の立場を分析することに

する。

## 第二節 連邦倒産事例における擬制信託の優先的効力の概観

### 一 問題の流れ

まず、既述のように倒産裁判所において擬制信託が認められる要件として、諸判決は救済の不十分性を特に要求せず、次の二つを要求する。第一に、原告は擬制信託の關係の存在を証明しなければならぬ。これは、擬制信託の生じる原因たる事由で、たとえば詐欺や盗みである。第二に、原告は、取り戻しの対象に *“tracing”* (追及) できることを示す必要がある。

仮にこれらが充足されたとする。その場合には、さらに倒産において擬制信託の主張が認められるかという点<sup>(73)</sup>が問題になる。

倒産法との関連においては、伝統的な理解は、倒産法の教科書 *Collier* の第四版に見られるように、破産者や管財人は、擬制信託に従う財産を保有すると考<sup>(74)</sup>える。たとえば債務者がコモ・ロー上の権利を持ちそれを管財人に移転した場合であっても、可能な場合には裁判所は真の所有者へその財産を返還させるべきである。この考え方は、擬制信託の一般債権者に対する優越

という伝統的な考え方に適っている。債務者の下にある追及可能な財産について、原告は、被告の一般債権者に対して優先的にそれを取り戻すことができるという意味で優先権を有する。これは、侵害者の一般債権者は、債務者(侵害者)の違法な行為によつて利益を得るべきではないのでエクイティ上の権利者に劣後する<sup>(76)</sup>と考<sup>(76)</sup>えるからである。これと同じ理由が倒産事例においても示されることになる。

さらに、倒産法典において管財人や占有債務者<sup>(77)</sup>が善意の第三者の地位を与えられていることに関連して、擬制信託の是非が問題とされることがある。この問題でも、管財人は一般債権者のための機関であるので擬制信託が一般債権者に対抗できないという原則に戻つて論じられることがある。あるいは、善意の第三者であることを重視した解釈が進められることがある。

ここで、一般債権者に対する優越性から擬制信託の主張が許されるとすると、次の問題が生ずる。擬制信託を判決無くして執行したり抗弁として主張することの可否、また、判決は遡及するかという問題である。明示信託とは違い、原状回復法におけるエクイティ上の救済は、実体的な法制度ではないとされる<sup>(78)</sup>。これは擬制信託が、判決によつて初めて効力を有するとい

うことを意味する。本来の理解では、エクイティの効力は法律上当然に生じ、裁判さえ起こせばその効果は当然遡及する。しかし、倒産事例特有の問題として効果の遡及の是非を争うケースが考えられ、かつ実際にそのようなケースがある。その場合に遡及が認められないとすれば、原則に制限がかけられることになる。

具体的には、以上の問題は、裁判例においては、破産財団の範囲をコモン・ロー上の権原に限る連邦倒産法五四一条(d)項と、管財人をリーエン保持者(lien holder)ないし不動産(real property)についての善意有債取得者とする同五四四条の優劣の問題において扱われることになる。

## 二 倒産法典の規定と具体的な論点

大多数の倒産裁判所は連邦倒産法五四一条の一般規定の下で擬制信託を認めてきたとされる<sup>(81)</sup>。

一九七八年倒産法典が採択される以前の一九九八年倒産法は、倒産におけるエクイティ上の権利とその扱いについてほとんど何も言っていない。しかし、一八九八年法の下では倒産裁判所は一貫した扱いを行っており、論議にならず教科書にもケースブックにも書かれなかったとされる。一八九八年法起草の時に

念頭とされた弁護士達は、実際に原状回復の権利と救済、特に無効であるいは取り消しの対象となる移転に関連した財産的権利がどういふ帰結をもたらすかについて通常は十分に理解していた。対照的に一九七八年になるとその分野は多くの弁護士にとつて、規定のある部分以外は理解されないものとなったのもかかわらず、一九七八年法の起草者たちは、この実務家の無理解を認識し得なかつたとされる。その一九七八年法が、管財人に、不動産における善意の第三者の地位を与えた。このような事情が、それまで擬制信託が発展してきた経緯や伝統的な取り扱いは関係なく、裁判所が「擬制信託に従う財産が管財人のストロング・アームに従う」かどうかに関して分かれることにつながつたようである<sup>(84)</sup>。

この問題は具体的には、破産財団の範囲をコモン・ロー上の権原に限る連邦倒産法五四一条(d)項と、管財人をリーエン保持者(lien holder)ないし不動産(real property)についての善意有債取得者とする同五四四条に関わる。

まず、連邦倒産法五四一条は、破産財団について規定する。その(d)項においては、破産財団の範囲をコモン・ロー上の権原に限る。すなわち、債務者がコモン・ロー上の権限のみを有しエクイティ上の権限を有しない場合に、そのような財産が

破産財団となるのは、コモン・ロー上の権原の範囲においてのみであつて、エクイティ上の権利については及ばないと規定する。ここでは、債務者が既に売却した譲渡抵当権が例にあげられている。この規定が直接的に念頭とする状況は、債務者が破産申立前に、自己の有する譲渡抵当権を他人に譲渡したが、しかし、譲渡が登録されず、コモン・ロー上の権原は破産者に、エクイティ上の権原は譲受人に帰属する場合であることが伺われる。そのような場合について、破産財団は、破産者のコモン・ロー上の権利しか含まないと明示的に規定することによつて、いわば對抗要件的な登録を介さずとも譲受人の権利を認めたものである。譲渡抵当の流通過程においては所有者が変わるたびに逐次登録がなされているわけではない。連邦倒産法において明示的に、これを破産財団から除いたのが五四一条(d)項であり、譲渡抵当権の流通市場の促進を目的とする規定であると説明される。

しかし、この規定を、破産財団がエクイティ上の権利を含まないという、より抽象的な原則を示すものとして援用し、擬制信託にも適用する裁判例が存在する。その背景は、エクイティが信託を中心として発展してきた法理であり、その原型となる(明示)信託が、信託財産のコモン・ロー上の権原(title)は

受託者に、エクイティ上の権原は受益者にあるという構成を取ることによ來するといえる。擬制信託が救済であることから判決を待たずには生じないとしても、既に判決を備えた擬制信託に関しては本条の適用する余地がある。そしてその場合、擬制信託の課された財産はエクイティ上受益者に属する権利を負担する財産であるから、破産財団を構成するものではない。

他方で、連邦倒産法五四四条によると、破産管財人は、リーエン保持者(lien holder)なごし不動産(real property)についての善意有償取得者とさる。すなわち、申立時に与信をした、全ての財産についての、裁判手続上のリーエン保持者<sup>(87)</sup>である。あるいは、債務者から定着物ではなく不動産を購入した善意有償取得者であつて、法がその債務者に対抗してそのような譲渡の完了することを許している場合に、申立時に善意有償取得者の地位を獲得しかつ譲渡が完了した者<sup>(88)</sup>である。管財人はそれらの者と同じ権限を有し、それらの者が無効とできるのと同様の事項を、無効にできる。

五四四条が優位あるいは五四一条にかかわらず適用されるとすれば、管財人や占有債務者が善意有償取得者となり、返還請求者がエクイティ上の救済を主張することはできない<sup>(89)</sup>。他方で五四一条によつて擬制信託の主張を認める立場がある<sup>(90)</sup>。さらに、

制限する立場に立ち、倒産手続に先立ち、裁判所によって擬制信託の課されることを要求する立場も存在する。<sup>(91)</sup>

そもそも、倒産事例ではない場合には、一般債権者は、善意有債取得者ではなく、また、債務者の不当な利得から利益を得ること、即ち、債務者が不当に利得しなければ回収できなかつた債権を回収できるのは公平ではないという理由から、エクイティ上の救済を有する債権者に劣後する。しかしながら、倒産事例においては、破産法上、管財人の第三者性を認める規定によって、エクイティ上の救済の優先的効力が排斥される可能性がある。その場合、本来なら債権を回収することが許されない債権者が、偶然債務者が倒産手続を申し立てたというだけで、回収できることになり、本来のエクイティで予定していた公平とは違った結果になるのが問題である。つまり、ここでは、倒産法典上の規定の趣旨と射程のみならず、エクイティ上の救済の性質も問われているのである。

以下では、特に連邦倒産法五四四条と五四一条(d)項の優劣に関する事例を中心とした、エクイティ上の救済についての裁判例の検討を行う(尚、この二つの条項については特に必要な場合を除き脚注での引用を省略する)。

## 第二章 連邦倒産事例における擬制信託の取り扱い

### 第一節 リーディングケース一五四一条優位によるエクイティ優位説

上記のような倒産法典上の扱いに関しては、エクイティ上の救済を管財人が否認できるとする見解と、倒産手続きにおける平等配当の原理を超えて、エクイティ上の請求権者が優先的な取り戻しを認めるとする見解である、エクイティ優位説とその否定説に大別される。この点に関するリーディングケースとされる、Quality Holstein Leasing 事件<sup>(92)</sup>と General Coffee Corp. 事件<sup>(93)</sup>【裁判例一】の2つの裁判例は、いずれもエクイティ優位説に立つ。

まず、第五巡回区控訴裁判所の判決である Quality Holstein Leasing 事件【裁判例一】<sup>(94)</sup>は、テキサス州の事件である。倒産債務者Aの代表取締役であるY<sub>2</sub>は上訴人Y<sub>1</sub>「特定のメーカーの製品の買い主に与信する acceptance corporation」から融資を受けて、飛行機Iを購入しY<sub>1</sub>のためにリーエンIを設定した。二年後にY<sub>2</sub>は飛行機Iを下取りに出して差額を払う形で飛行機II

を購入することにした。銀行Bは飛行機IIのデューラーCが飛行機IIを購入するために融資して飛行機IIにリーエンIIを有していた。そこでY<sub>1</sub>とBの担保の確保のためにリーエンを交換することにについてY<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>とBとCは合意した。ここでは、互いにリーエンIとリーエンIIを放棄する登録をして、それと同時にそれぞれ新たなリーエンの登録を行うこととされた。そのような交換が行われたが、Y<sub>1</sub>が必要な書類を提出しなかったのか航空局が提出された書類を紛失したのか、Y<sub>1</sub>の飛行機IIについての登録が欠落することになった。Y<sub>1</sub>はそれに気づいたが登録上はBが飛行機IIのリーエンを有することをしばらく信頼していた。しかしその一ヶ月後に銀行Bが当該リーエンIIを放棄すると登録が何者かにより行われ、同日飛行機IIがY<sub>2</sub>から債務者Aへ譲渡されたことが登録された。その後、飛行機IIについてリーエンの登録の申立がなされたが、翌日Aが倒産しXが管財人となった。

管財人Xが目的物の売却決定を求めて破産裁判所に対審手続を申し立てた。Y<sub>1</sub>が合意によるリーエンまたは擬制信託を根拠として、その売却金の優先配当を要求した。Y<sub>1</sub>はテキサス法の下で擬制信託が管財人Xの権限をうち負かすので飛行機IIはAの破産財団とならないとした。しかし破産裁判所は、たとえ債

務者AやY<sub>2</sub>による詐欺があったとしても、管財人の否認権が優位するとして、管財人Xが、当該財産につきコモン・ロー上もエクイティ上も所有権を有するとして正式事実審理省略判決をXに認め、連邦地裁はそれを維持した。

Y<sub>1</sub>の上訴に対して第五巡回控訴裁判所は、連邦倒産法五四一条(d)項は同五四四条に優位するとした。そして、債務者自身が請求しえない財産について管財人が権利を主張することが同五四四条により許されるが、しかし破産財団が債務者の所 shouldn't ない財産から利得することを議会は認めようとしたわけではないとした。しかしY<sub>1</sub>が主張したのは所有権ではなく、Aの詐欺により飛行機IIのエクイティ上の権利がAの破産財団に入らずY<sub>2</sub>にあるということである。このようにY<sub>1</sub>の債務者Y<sub>2</sub>が倒産債務者Aから飛行機を取り戻した後に、Y<sub>1</sub>がY<sub>2</sub>に対して権利を行使しようとしてXの権限への優位を主張することはできないとした。さらにY<sub>1</sub>のAへの権利に関しては、Y<sub>2</sub>に対して債務者Aが詐欺を行ったことは主張されているが、Y<sub>1</sub>に対して債務者が詐欺を行ったことについての主張がなされていないとした。したがって、擬制信託の権利者Y<sub>2</sub>を通して権利を主張する者にすぎないY<sub>1</sub>は、管財人の権限を無効とできず、五四四条を排除できないとした。

この事案は、五四一条(d)項が五四四条に優位するという立場をとりながら、その前段階として、擬制信託そのものが要件不備の為に成立しないと判示したものである。さらにそのうえで、一般債権者としての上訴人Y<sub>1</sub>が、Y<sub>2</sub>の権利を通して管財人の権利を排斥することはできないと判示したものであると考えられる。

また、第一一巡回区控訴裁判所の判決である、General Coffee Corp. 事件【裁判例<sup>95</sup>】は、エクイティ優位説に立ち、さらに、エクイティ上の救済の成立を実際に認めている。債務者Yは訴外会社の同業部門の買収にX銀行のYの口座の小切手を使用した。購入したは工場、設備、商標の他に棚卸し資産であり、購入価額は現金三〇〇万ドルと約束手形四七五万ドルにコーヒーの棚卸し資産の額に相当する6488011ドルであった。同月に、Yの親会社であるA会社とX銀行の両方の役員であるBの推薦で、XはC銀行から八〇〇万ドルの預金証書を購入し、Bはそれに、C銀行からA会社への八〇〇万ドルの融資の担保として、Xから授權がないのに質権を設定した。A会社は八〇〇万ドルを子会社Yに譲渡してその金銭はX銀行の債務者の口座に預けられ(そこから先の小切手の決済が行われ)た。AからもYからも融資の返済がいっさい無かったので、C銀行は、預金証書へ

の質権を実行した。Yが第一章手続を申し立てた後にXは、横領、詐欺、信認関係違反、不当利得を理由として擬制信託を求め、Yは主張されたリーエンの否認を求めた。YのXに対する詐欺については争いはなかった。本訴は倒産申立てになされた。<sup>(96)</sup>

破産裁判所における第一審は、本件ではXのための擬制信託が生じるが(①)、しかし擬制信託は裁判所の判決があつて初めて生じるので、本件では、擬制信託は倒産申立て前には生じておらず(②)、連邦倒産法五四四条下で否認しうる(③)と判断した。それに対して、第二審の連邦地裁は、詐欺を生じる事実が生じたときに擬制信託が生じるとして第一審の①を維持し②と③を破棄するとして、擬制信託を認めた。第二巡回区控訴裁判所は、擬制信託は詐欺を生じる事実の起こったときに生じるのがフロリダの法であるとして、本件では、擬制信託は破産手続開始前に生じているとした。また、連邦倒産法五四一条(d)項と同五四四条の関係については、いずれかを優位させる裁判所と、それぞれ独立して適用させる裁判所があるとした。そして、その問題については当裁判所における先例がないとしつつ、しかし決する必要はないとして、五四四条の優位についての肯定と否定の両説を引用した。まず、五四一条(d)項が

優位して適用されるとすれば、擬制信託の目的物が破産財団を構成しないとして、Xの返還請求が認められるとした。そして次に、五四四条(d)項による管財人の権利が認められるとしても、倒産事例において、擬制信託の受益者は明示信託の受益者と同視される優越性を有するので、擬制信託が、仮定的な觀念上のリーエン保持者たる管財人に優越するであろうと示した。

つまりこの事案は、五四四条により、擬制信託の目的物を破産財団から除外することができないとしても、擬制信託の請求が管財人の地位に優位するので、結局は、擬制信託の請求を管財人ないし占有ある債務者に行使することができることと示したものである。結局、本判決は、五四一条によっても五四四条によっても、倒産手続に対抗する擬制信託の請求が認められるとしたものである。

## 第二節 リーディングケース後の裁判例

### 一 エクイティ優位説

上記2つのリーディングケースのそれぞれの後続裁判例のうち、エクイティ優位説の立場に立つものとして、上述の *Quaintan* by *Holstein Leasing* 事件【裁判例<sup>(99)</sup>】と同じ第五巡回区控訴裁

判所の判決で、かつ同じくテキサス州の事件である *Haber Oil* の事件【裁判例<sup>(100)</sup>】がある。もつともこの事件は、擬制信託自体の成立のに関しては、成立を認めたと下級審を破棄して差戻した。

ここでは、地質学者Xと石油会社Yが、数年にわたり、Xの石油とガスの調査と助言に対してYが報酬を支払うという契約を締結し、そのうち三つ目と四つ目の契約が問題となった。Xの報酬は、一九八三年二月三一日までについて、月ごとの一定額の着手金(八〇〇ドル)と石油会社の獲得した採掘収益に対する一定の割合(五〇%)という形で決められていた(契約三)。採掘計画はうまくいかず、一月になつて、二月一日から翌年六月についてのより少額の取り決め(月六〇〇ドル)と採掘による収益の六%とその他による収益の二五%がなされた(契約四)が、契約三の廃棄が明記されていない。春の時点でYは関係の終了を通知した。そして、六月になつてから初めてYは、以前にXから薦められた場所を採掘してそのいくつかの場所から石油とガスが見つかった。八月にXはYの信頼関係違反を理由として一定の財産についての擬制信託と、清算したうえでの償還、填補賠償と懲罰賠償を求めてテキサス州に訴えた。係争財産から産出された鉱石が第三者に売却され

たが、その売却金は供託されていた。州の訴訟継続中にYが第一章再建手続を申し立てた。<sup>(10)</sup>

Xは再建計画への異議などを通して契約と詐欺と擬制信託を主張しYはXの請求への異議を申し立てていたところ、破産裁判所は対審手続として問題を取り上げた。破産裁判所は、契約四はXの新たな検討と助言があった場合のものであるとして第三の契約に基づいて、Xに権利があるとして(判決①)、Xの有する財産をYに譲渡するのと引き替えの金銭支払いと、さらにXに一般債権者としての地位を認めた。YとYからの係争財産の産出鉱物購入者が異議を申し立てたが却下された。Yはさらに五四四条により不動産権の移転として否認を申し立てたが、破産裁判所は、Xの権利取得は倒産申し立て後であること、否認権が詐欺の手段となつてはならないこと、再建債権者達が契約上取り戻しを制限されているため否認が債権者の利益にはならないことを理由として棄却された(判決②)。Yは上訴したが、連邦地裁は①と②について破産裁判所の判断を維持した。Yは連邦控裁に上訴した。<sup>(10)</sup>

第五巡回区控訴裁判所は、まず、連邦倒産法五四一条(d)項が同五四四条に優位するのが第五巡回区の先例であるとしてその立場を踏襲した。しかし、Xは、擬制信託を求めた州裁判

所に対する別訴では信認関係 (confidential relationship) の違反を主張しているにもかかわらず、連邦裁判所では詐欺を根拠としているのみであり、しかし、詐欺の要件は満たされていないとした。したがって擬制信託が成立していないとして、無条件に調査会社に優越的な権利を与えた原審を破棄し差戻した。

さらに、第五巡回区以外の法域で、エクイティ上の救済優位説に立つ例が、第八巡回区控訴裁判所の判決である、N.S. Garret & Sons 事件【裁判例四】<sup>(10)</sup>と、第二巡回区控訴裁判所の判決である、Howard's Appliance Corp. 事件【裁判例五】<sup>(10)</sup>である。

N.S. Garret & Sons 事件【裁判例四】<sup>(10)</sup>は、アーカンソー州の事件である。債務者X<sub>1</sub>(アーカンソー州の合名会社)は第一順位の抵当権を条件とする融資をA銀行から受けるために、自己所有の農場とBらを含む複数の個人Bの所有する農場に譲渡抵当を設定しようとした。しかし、既にX<sub>1</sub>所有の農地についてはCのために約一四三万ドル、Bらとその他個人の所有の農地についてはDのために約二八万ドルの、それぞれ低金利ではあったが期限前弁済賠償金つきの第一順位の譲渡抵当がついていた。CとDはともにコネティカットの生命保険会社である。A銀行は制定法により第一順位の抵当権なしに不動産に基づく融資を禁止されていたために、X<sub>1</sub>は2つの農地についてY<sub>2</sub>(Abstract

& Title Co., Inc.: 権原保険業務会社)を通し、コネティカット州の譲渡抵当権を反映しないシカゴの保険者 $Y_3$ の権原保険証券の暫定証書 (a written commitment) を得た。 $X_1$ と $B$ らは $A$ のために三五年満期の約束手形を作成しその担保として当該2つの農地の第一順位の譲渡抵当を設定した。

その5日後に $X_1$ と $B$ らが $Y_2$ と第三者預託の合意を行った。ここでは、預託者 $X_1$ と $B$ らは $Y_2$ に現金約一七一万ドルを支払い、 $Y_2$ はそれを将来の支払い期日か農地の売却時に、 $C$ と $D$ に遅滞なく元本と利息を支払うために預かるとされた。さらに、財産を運用して利益が出た場合にも $C$ と $D$ の支払いのために保有されなければならず、超過金は $X_1$ と $B$ らに支払われなければならないとされた。この第三者預託に従って $Y_2$ は、 $Y_1$ との間で、 $Y_2$ が預託金を預金して、 $Y_1$ はその預託金を $Y_2$ の指示に従って管理するという合意を行った。 $Y_1$ は第三者預託の合意において預金することを指定された銀行である。 $Y_1$ は $Y_2$ の口座を開設し、その後 $C$ と $D$ に支払いがなされ、七〇日後に $Y_2$ は $A$ に正式の権原保険証券を発行した。一年後、 $X_1$ は $Y_1$ と融資の合意をして割引手形を発行してもらい関連して二五万ドルについて、当該預託金の超過分についての担保権を $Y_1$ に与えた。

$X_1$ と $X_2$ とそれらの合併事業体が第一章再建手続を申し立て

併合され、 $X$ らは預託金の取り戻しを求めて $Y_1$ と $Y_2$ を訴え、 $Y_3$ は訴訟参加した。破産裁判所は、当該預託金は財団財産であるとして、 $Y_1$ が $X$ らへ返還することを命じ連邦地裁はそれを維持し、 $Y_2$ と $Y_3$ が上訴した。

第八巡回区控訴裁判所は、アーカンソー州の法により譲渡抵当権者のための擬制信託が成立しうる場合があるので、そのような場合には債務者は譲渡抵当権者への支払いの残余についてしか破産財団の財産として取り戻しを請求できないことになるとした。譲渡抵当権者のための擬制信託が成立する場合は、債務者が銀行から融資を得るときに権原保険<sup>(10)</sup>を掛けておかない、債務者がそれを不実表示を含むと知っており、かつ、債務者も権原保険会社 ( $Y_3$ ) も、第三者預託金によって合意に基づいて、譲渡抵当権の支払を意図している場合である。そして、そのような場合にも、債務者には単なるエクイティ上の権限があるけれども、それは、譲渡抵当権支払には必要のない超過分についての、預託金の僅かな部分におよぶにすぎないものであるとした。したがって、債務者に譲渡抵当権者への支払をなすことを示すべきとして、無条件に債務者による取り戻しを認めた原審を破棄して差戻した。

また、第二巡回区の Howard's Appliance Corp. 事件【裁判

例五<sup>(108)</sup>は、ニュージャージー州の事件であるが、擬制信託を実際に認容している。

事案としては、まず、小売商である債務者Yと製造業者であるXの間で、YがXから購入するエアコンについての担保(security interest)の合意があり、Yの営業地であるカウンティで有効に登録された。その合意書によると、当該担保物をYが当該カウンティの自己の店で維持することが要求されていた。

その後Yは、同じ州の別のカウンティにも店を開店し、そこでも目的物を保管していたが、Xには知らせずに最初の店を売却し、さらに、他州(ニュージャージー州)に倉庫を借りてそこで担保物件を保管した。物品の配送先が変更されたが、Xの配送部は、通常のこととして、そのことを特に出納部(credit department)に知らせなかった。Yは再建手続を申し立て、Xは担保権を実行するために自動停止効の取消を求めた。

第一審では、Yが、他州で目的物を保管しているという事実を秘匿したとして、エクイティ上の禁反言を引用して、Xの担保権を認め、自動停止効の取消を認めた。しかし、第二審は、UCC九編四〇一(一)条(c)項<sup>(109)</sup>により、本件において必要な登録は、州務長官の登録所でなされる必要があるとした。しかし本件ではカウンティの登録しかないので、エクイティ上の

禁反言は管財人と同等の権限を有する債務者Yに対抗できず、連邦倒産法五四四条(a)項により、Xの未完成のリーエンは無効であるとした。さらに、Xは自己の利益を確保するための予防手段を講じることができたと続けた。

第二巡回区控訴裁判所は、連邦倒産法五四一条により、破産財団は債務者に優先する財産を含まないとし、債務者の行為が擬制信託を引き起こした時には債務者は単なるコモン・ロー上の権限しか有せず、それを返還する義務を負うとした。そして、本件では、Yは担保権を完成しないことを期待して行為しているが、しかし目的物を最初の営業地で維持する義務があったとして、擬制信託の成立を肯定した。

同じく第二巡回区のKovacs事件<sup>(111)</sup>【裁判例六】は、ニューヨーク州の事件である。連邦地裁に債権者が訴えニューヨークの銀行の債務者口座の差し押さえ命令を得た後に債務者がスイスで倒産した事案である。YとAは両者がそれぞれ同時に買主かつ売主となる通貨の同時交換の合意を行った。Yが外貨をアメリカドルと引き替えにAに売り、指定されたヨーロッパの銀行口座に電子送金し、AはアメリカドルをB銀行のニューヨーク支店にあるAの口座に送金し、それは指示によりニューヨークのC銀行のYの口座への貸し方記帳となった。逆の方法でYはA

から外貨を購入した。Aが清算手続に入りXが精算人となりB銀行は支払い停止に下が受け取りのみ続け、倒産についてAもBもYに知らせなかった。Yが倒産を知るまでにYはAの口座に四一〇万ドル相当の外貨を引き渡し、Aに引渡した約六九〇万ドルについてYは外資を受けとれず、Aの反対給付のない部分は一一二〇万ドルであった。

Yは連邦地裁にAに対して財産の返還を求めて訴えを提起し、同時に一方的差し押さえ命令を得た。Xは訴訟参加して差押えの取消しを申し立てた。Xは礼譲によりスイスの手続のために口座のすべての財産が引き渡されるべきであったが連邦地裁は、礼譲の手続は破産裁判所に提起せよとしたためXは破産裁判所に三〇四条補助手続の申し立てをし、Yの差押え手続の差し止めと預金口座の返還を求めた。

破産裁判所によれば、スイス法の下では口座の資産は外国の倒産手続に関連する財産を含むとして、Xへ資産を返還することを命じ、Yの差し押さえを差し止め、Yは上訴した。連邦地裁は、ニューヨーク州の統一商事法典の意味における「商品 (Goods)」は通貨交換契約の対象である金銭を含み、債権者は、通貨交換取引におけるアメリカドルの売り主としては、債務者の財産から除外されるように債務者に優先した権利を持つとし

た。しかし、買主としての債権者の権利が取戻し権ではないことを理由として、財産は債務者の財産となるとして原審を維持した。

第二巡回区控訴裁判所は、本件の取引関係は信認関係がない対等な当事者間の商事的なものであり、しかも財産の使用を禁じられておらずかつ自己の財産との混和があるため信託は生じていないとした。しかし、ニューヨーク法は必要性のある場合にフレキシブルに擬制信託を認めており、違法な財産の獲得があれば信認関係が欠けても良いとした。そして、同時交換契約で約束を信じてYが移転したのに約束された交換がないことはAの破産財団を不当に利得させることになり、擬制信託が課されるべきであるとした。そして、擬制信託が認められない場合の取戻権に関して、本件取引でのドルは取引の媒体ではなく目的物であるのでUCC二編一〇二条の「商品」であり、UCC二編が適用されるとした。Yは六九〇万ドルについてはドルを引渡す売主として、信用取引の場合にはUCC二編七〇二条(二)項により、取戻権が、現金取引の場合には同二編三一〇条(a)項と同二編五〇七条(二)項により取戻権類似の権利が認められうる<sup>(11)</sup>とした。本件では買主の受領後一〇日以内に適切な請求があるのでいずれが生じ、五四六条(c)項により

否認権<sup>(113)</sup>が取戻権に優位することはないとした。しかし四一〇万ドルについてはYは買主であり、一般債権者なので、擬制信託が生じない場合には、清算人に返還しなければならないとして原審を破棄差し戻した。

## 二 制限的肯定説

倒産手続に対抗するエクイティ上の救済を、エクイティ上の判決が倒産手続に先立って存在する場合にのみ認めるとする判例が第六巡回裁判所に存在する。リーディングケースは、ケンタッキー州の事件である一九九四年の *OmeGas Group, Inc.* 事件【裁判例七】<sup>(114)</sup>であり、その後オハイオ州の事件である *Mccarty* 事件【裁判例八】<sup>(115)</sup>が一九九六年にそれに従っている。なお、第六巡回控訴裁判所の裁判例には後述するフロリダの土地に関する *David A. Crabree* 事件【裁判例一五】<sup>(116)</sup>があり、そこでは、倒産法典上の立場は明言されていないが、それは、【裁判例七】より前の一九八九年のものである。

*OmeGas Group, Inc.* 事件【裁判例七】<sup>(117)</sup>では、五四一条優位説に立ちながら、倒産手続に先立って、裁判所によって擬制信託の課されることを要求している。ここでは、*General Coffee Corp.* 事件【裁判例二】<sup>(118)</sup>が、倒産手続前に擬制信託が生じてい

る例として引用されている<sup>(118)</sup>。本件は、ケンタッキー州の事件である。債務者Y<sub>1</sub>がXのためにコンピューター会社Aから、コンピューターを買い付けるという、ジョイントベンチャーの合意があつた。Y<sub>1</sub>は、A系列のクレジット会社Bに一八〇万ドルの負債があり、かつ、Y<sub>1</sub>がAにコンピューターを注文しうる残高が一五〇万ドルしかなかったが、それらをXに告げなかった。Xは総額一一五万ドルを支払い五九万ドル相当の送り状(*voices*)を受けた。翌月Y<sub>1</sub>の社長CがAへの全支払いの終結を命じて一週間後にXに財政困難を知らせて一六〇万ドルの融資を提案した。Xは、YがXのための商品を保有しているがAに支払うお金がないと解釈してXがYに一六〇万ドルを融資することに合意した。直後に、Xの弁護士が詐欺を理由として既に支払った額の取戻しを要求した。三週間ほどしてY<sub>1</sub>はXの知らないところでAに対し、全ての引渡についてキャンセルしてほしい、そうすればそのキャンセル料五%をBに支払えると言つた。その翌日Y<sub>1</sub>は第一章再建手続を申し立て、XはY<sub>1</sub>に対して、Y<sub>1</sub>の詐欺によりすべての金銭にXのための擬制信託が課され、かつそれは五四一条(d)項により破産財団とならないとして、支払った一一〇万ドルの回復を要求した。

破産裁判所は、Xのために擬制信託を認めて三〇万ドルにつ

いて回復を認めた。Xは全額回復のために判決修正の申し立てを却下され、Xは上訴し、その後再建手続は第七章清算事件に移行してYが管財人となった。連邦地裁は原審を維持し、Xは控訴した。

第六巡回区控訴裁判所は、ケンタッキーの法によれば、擬制信託は判決によってのみ生じるもので、連邦倒産法五四四条(a)項の管財人の権限は、後から申し立てられた擬制信託によつては損なわれないとした。したがって、本件のように、申立て前の詐欺の被害にあつた者は、同五二三条(a)項(四)<sup>(10)</sup>号によつて、債務者の免責から自己の債権の除外を申し立てることができると示した。つまり、本件Xの有するような、詐欺を原因とする債権に関しては、債務者の破産免責は許されない可能性があるので、被告はそれを争うことはできるが、だからといって、一般債権者に優先して回収することが許されるわけではないとした。

また、Mccaffery事件【裁判例八】<sup>(10)</sup>は、管財人の否認権に関連しない事例であるが、倒産手続前の別訴判決が存在する場合に、擬制信託を認めたオハイオ州の事例である。ここでは、擬制信託に基づいて債務者によつて保有される財産が破産財団から除かれるとした先例として、General Coffee Corp. 事件【裁判

例二】と、第六巡回控訴裁判所のOmega事件【裁判例七】をあげ、Omega事件に従うと明言している。

【裁判例八】では、離婚訴訟において、元夫の将来の年金債権についての財産分与を元妻に認める判決が存在し、その判決の7ヶ月後に夫Xが破産を申し立て、元妻Yへの債務についての破産免責を主張した。Yは、当該債務は離婚後の扶養料の支払であつて、破産免責からの扶養料の除外を規定する連邦倒産法五二三条(a)項(五)<sup>(12)</sup>号によつて免責され得ないとした。原審は、前訴判決が、「当該債務は財産分割(property division)として機能することを意図されている」としていたことから、扶養料ではなく、また、先立つ離婚訴訟に従つた共同債務の引き受けが扶養料か財産分割かを決したCahoun事件<sup>(12)</sup>を引用し、それに従うとした。Yは、Xは年金の権利をYの持分について擬制信託に基づいて保有するもので、そのような持分はXの破産財団を構成しないとし、また、選択的に、当該年金債権の支払債務は、月ごとに発生する期限未到来の債務であるから、倒産手続に先立つ債務ではないと主張した。それに対してXが、Omega事件に依拠して、Yは、別訴で擬制信託を既に課す判決のあることを示していないので、当該権利についてのエクイティ上の所有者ではないとした。

第六巡回区控訴裁判所は、当該債務は扶養料ではないため、破産免責の例外とはならないとした上で、しかし、そのような免責が問題となるのは、当該年金債権が破産財団を構成する場合であって、元妻Yのための擬制信託が認められるなら、免責の問題は関係ないとした。そして、本件年金債権自体が、オハイオ州法<sup>(124)</sup>で倒産手続において差押えが禁止される財団除外債権であるとした。そのことから、Omega事件とは違って、本件年金債権自体が債権者の配当に従わない財産なので、(債権者平等に基づく)比例配当の秩序は妥当せず、倒産秩序をもって擬制信託を妨げることはできないとした。また、さらに、Omega事件が、「既に別訴で擬制信託を課された財産は破産財団から除外される」としていながら別訴判決の存在しない場合であるのに対して、本件では、倒産手続前に判決が存在しているとした。そして、「ある者が他人に財産を引き渡すことを命じる判決によってはじめて擬制信託が生じうる」のであるから、既存の別訴判決において実際に「擬制信託」自体の明言がなされているか否かにかかわりなく、倒産手続によって損なわれるべきではない権利を保護するために、擬制信託が形成されるとした。

本件は、Omega Group, Inc. 事件【裁判例七】<sup>(125)</sup>よりさらにす

すんで、エクイティ上の救済を認める判決とは、「擬制信託を認める」あるいは「エクイティ上のリーエンを認める」といった明確な文言において認められていなくとも、それがエクイティ上の性質を有するものならば倒産手続に優先する効力を認める判例を形成した可能性のあるものと言える。ただし、離婚における財産分与を原因とする年金債権に対する元配偶者の持分の事例におけるルールである。そのような場合には、取引に載せる以前の財産をどう割り振るかといった財産分割の問題に関連しているので、所有権的な物権のイメージが強くなり、かつ要保護性も高くなる可能性がある。つまりそこでの問題は、経済的な取引という競争秩序の中の個人や企業間の財産の配分が結局は、詐欺などの不正や情報の偏在や取引秩序のあり方に照らした利益考量に重点が置かれるのとはまた違った面も有している。その結果、財産分与以外の場合への拡張を背景的にも制限しやすい方向に働く可能性も捨てきれない。

### 三 否定説

Quality Holstein Leasing 事件【裁判例一】<sup>(126)</sup>と General Coffee Corp. 事件【裁判例二】<sup>(127)</sup>以後、エクイティ上の救済に対する管財人の優先を明確に認めたものとして、第七巡回控訴裁判所の

**Beliste事件<sup>(128)</sup>【裁判例九】**がある。

ショッピングセンターの不動産賃借権購入のためのパートナーシップを組織した債務者 $Y_1$ が、パートナーシップの金銭を用いて自己の名で当該賃借権を購入し、かつ自己の使用する金銭の消費賃借のための担保権を当該賃借権上に設定しその後破産した。 $Y_1$ とその妻 $Y_2$ が破産を申し立て、管財人 $Y_3$ が連邦倒産法五四四条のストロング・アームパワーに依拠し当該賃借権が破産財団にあると主張した。それに対してパートナーである $X$ 等が権利を主張して対審手続を申し立てた。破産裁判所が管財人の正式事実審理省略判決の申し立てを認め、連邦地裁が維持したことについて $X$ 等は、五四一条(d)項は賃借権を破産財団の外に置き、管財人は五四四条(a)項を用いて破産財団に五四一条(d)項の除外するものを入れることはできないとして争った。

第七巡回区控訴裁判所は、多くの州法では不動産の所有者が登録しなかった場合には不動産の善意有債取得者が正当な権利者に優位するとしており、連邦倒産法五四四条(a)項(三)号は管財人に不動産の善意有債取得者の権利を与えているとした。その上で、本件では容易にパートナーシップを登録できたのに登録しなかった(のであり、さらに括弧書きで「 $X$ 等はパー

トナーシップ名義の登録がされるまで投資せずに第三者預託するべきであった」と指摘して、善意有債取得者である管財人が $X$ に優位するとした。最後に五四一条(d)項は五四四条の効果に触れておらず、【裁判例一】と【裁判例二】は誤っていると評価して原審を維持した。

第九巡回区控訴裁判所の判決で、ワシントン州の事件である *Seaway Express Corp.* 事件【裁判例一〇】<sup>(129)</sup>がある。

【裁判例一〇】は、連邦倒産法五四一条優位説と五四四条優位説の先例があるとし、そのうち少数説である連邦倒産法五四一条優位説の先例として【裁判例二】を挙げているのみで、五四四条優位説に立ち、五四一条(d)項は、五四四(a)項(三)号を制限しないと示したものである。この事件においては、上訴人 $Y$ が倒産債務者 $A$ に九〇〇万ドルの融資をし、 $Y$ が $A$ の資産と預金口座に担保を有することに $A$ と $Y$ が合意した。そこでは、それらの資産を $Y$ の同意無しに処分しないということにつき約束がなされ、合意に基づき六〇〇万ドルが融資された。その後、 $A$ が口座を有する訴外金融業者 $B$ から一〇〇万ドルの債権を取り立てるために、 $A$ はその業者 $B$ を訴えたが、和解となり、そこで $A$ は預金を $B$ に売却し、引き換えに一筆の土地を獲得した。 $Y$ は、提案された和解の内容を知っていながら同意も

異議の申し出もなかった。和解の内容が実現された後に、Yは当該土地についての信託証書の登録をAに頼んだがAは拒絶した。その後Aが再建型手続を申し立て、当該不動産は100万ドルで売却され、その後清算手続に移行し、管財人Xが、Yの担保権が無効であることの確認を求めて訴えた。Yは、完成された担保権を理由として、当該不動産の売却金上の優先的な権利を主張し、あるいは擬制信託の権利を有するので当該財産を破産財団から免れさせられると主張した。破産裁判所は管財人のための事実審理省略判決を認め、上訴においてパネルは原審を維持した。

第九連邦控訴裁判所は、まず、UCC九一三〇六<sup>(30)</sup>は、不動産には該当せず、Yの主張する担保権は登録を欠くので完成されていないとした。また、擬制信託については、連邦倒産法五四一条(d)項は、同五四四一条(a)項(三)号を制限しないとし、上訴人は人的財産に関して擬制信託が生じる先例しか示しておらず、不動産に関する擬制信託に関する本件では、不動産に關し管財人に権限を与える同五四四一条(a)項(三)号によって、擬制信託は認められないとした。

ところで、本件は、明示的に、Teel事件【裁判例一】に従っている。Teel事件は、既出General Coffee Corp.事件【裁

判例二】を、エクイティ上の救済否定例として引用して救済を否定した。

Teel事件【裁判例一】<sup>(31)</sup>では、更生手続が開始され、管財人が、不動産上のすべてのリーエンを消滅させるために、当該不動産の訴外買主の代金不払いを理由として受戻権喪失手続<sup>(32)</sup>を行って、最終的に四六五〇〇〇ドルで売却した。それに対し、当該不動産上の擬制信託の訴えを債務者に対して提起していたXが、債務者と管財人に訴えを提起した。Xは、当該不動産の売却を目的とする口頭でのパートナーシップの合意を理由として、当該不動産の売却金の二分の一を持分として擬制信託を主張していた。

事実としては、債務者が当該不動産を獲得する際に、Xも当事者の一人であったが、購入完了時には、債務者が、不動産獲得を共に行った買い主である他のすべての当事者の権利を購入することによって、当該不動産全体の権利を獲得した。そして、Xの主張によれば、Xが債務者に自己の権利を売却した直後に、当該不動産の売却を目的とするパートナーシップへの六六五〇ドルの投資と引き換えに、当該不動産上に債務者と同額の持分権をXが取得したということであった。管財人は連邦倒産法五四四一条によってXの請求権を否認しようとし、Xは、同五四一

条(d)項により、第三者に売却後の破産財団はコモン・ロー上の権原しか有しないのであって、善意有償取得者でもリーエーン保持者でもないとして争った。破産裁判所は管財人のための事実審理省略判決を認め、パネルはそれを維持した。

第九巡回区控訴裁判所は、擬制信託は単なる救済であつて権利ではないので、自動的に破産財団から除外されるものではないとしてXの主張を否定した原審を維持した。そして更に、パートナーシップを仮に前提としても、Xが債務者と訴外買主間の売却の妥当性について争つておらず、「売却手続きは適法にすんでいるので」、Xも買主もコモン・ロー上の権限しか有していないと判断した。また、連邦倒産法五四一条については下級審と同様に、連邦倒産法五四一条(d)項は、受益的所有者の財産を、コモン・ロー上の権原は債務者にあるにもかかわらず破産財団から除外するという趣旨であつて、当規定がなくとも、そのような受益的所有者の権利は、同五四四条の下で取り消し得ないような性質を有しているとした。

本件では、パートナーシップの存在とそこから導かれる義務の範囲そのものも問題となり得たが、上述のような倒産法の解釈より、エクイティ上の救済は否定されるので、直接本件の解決に関わる問題とはならなかった。裁判所自体が、売却の有効

性が争われていないと示唆していることから伺われ、控訴人はそれを示せなかったと評価しうる。また、本件では売却金に対する持分についてといった、そもそもパートナーシップの合意の実現に近い形で擬制信託が主張されている。しかしそうではなく、パートナーシップの合意と引き換えに控訴人の与えた財産について、パートナーシップを前提とせずに追及することによつて擬制信託を主張しても同様の結果が導かれる。

このように、否定説における考え方においては、五四一条(d)項によつて破産財団から除外されるものは、権利(Trust)でなければならぬ。従つて、エクイティ上のものでも、明示信託上の権利は破産財団から除外される。しかし、擬制信託は、単なる救済であつて権利(Trust)ではないので、その引き当てとなる財産は、破産財団から除外されることにはならないのである。

第一〇巡回区控訴裁判所においては、擬制信託の事例ではないが、コロラド州の *Reliance Equities Inc. 事件*【裁判例二一】が否定説に立つ。被告Yが、約束手形を担保とする融資の合意に基づき倒産債務者A(七条破産)に融資を行った。その後、二二日以内に当該手形が売却されたが、手形の買主である訴外貯蓄貸付組合Bが、Yに売却金を払うように指示されていたにも

かわらず、AがBに負う債務で相殺する目的でBはAのためのBの口座に入金した。その三日後にAが倒産を申立て、BはAの預金を凍結した。一六ヶ月後、管財人XとBが和解し、およそ一〇万ドルがBに、残余がXに属することで合意した。それに対してYが異議を申し立てた。本訴はXによる、YがXに対して何ら請求する権利を有しないことについての、Yに対する確認請求であったと考えられる。まず、Xの論拠は、Yの担保権が完成されていないことであり、それによりBに有する財団の債権に優越的な権利を有しないことである。Xはさらに、Yの債権は、非担保債権としても、申立が時機を逸していたため請求が認められないとした。それに対し、Yは、統一商事法典上、自己の担保権は完成したものであるとした。すなわち、UCC九編三〇四条(四)項により、流通証券上の担保権は、書面による担保の対価の合意の下では、設定後二二日<sup>(136)</sup>で完成される。さらにUCC九編三〇六条(三)項により、元の担保物権の転用物上の担保権は、元の担保権が完成していれば、完成した担保権となり、そうでなければ、債務者の転用物の取得後一〇日後未完成の担保権となる。しかし、転用物上の担保権が債務者の転用物の取得後一〇日経つ前に完成される場合は除くとされ、倒産手続申立後にこれらの条件が満たされ

たとして、元の担保物たる約束手形の売却金上の担保権を被告は主張した。破産裁判所は、Yは完成された担保権を有しておらず申し立ても遅すぎたとし、連邦地裁はこれを維持した。

第一〇巡回区控訴裁判所は、Yの主張する担保権には流通証券上の担保権の完成に要求される、担保物そのもののYへの占有移転が存在しなかったこと、UCC九編四〇三条(二)項が、貸付け証書の登録により完成した担保権は倒産手続上有効であると規定しているのに対し、本件ではそのような登録を欠いており、本件は本条の例外には当たらないことから、Yは未完成の担保権しか有しないとされた。そして、三〇四条(四)項と三〇六条(三)項は、債権者が担保権の完成をすることが期待し得ないような短期の緊急事態(short-term exigencies)に関するものであつて本件にはあたらず、また両規定は倒産手続には言及しておらず、それは起草者の意思が、担保権の完成の態様によつて異なる扱いを示しているとした。さらに、連邦倒産法五四四条(a)項は、倒産申立以後管財人を判決リーエン保持者の地位に置くことで倒産債権者を保護するもので、未完成の担保権のある場合には管財人Xに担保権者に優越する権利を与えるものであるとして原審を維持した。

また、General Coffee Corp. 事件【裁判例一】<sup>(138)</sup>と同じ第一一巡

回区控訴裁判所では、Chase & Sanborn Corporation<sup>(13)</sup>事件【裁判例一三】が、管財人優位の立場に立つ。この事件では、擬制信託という用語は使用されていないが、管財人の否認権行使に対抗して倒産前の詐欺を主張することが否定された。ここでは、詐欺譲渡の取消に関する連邦倒産法五四八条(a)項(二)号(A)と偏頗行為の取消についての同五四七条(b)項(二)号の可否が争われた。

債務者Aは訴外Bの所有する会社の一つであったが、Bが銀行Yから借り入れた二二〇万ドルの借金について保証し、それと引き換えに、借入金の中から約三六万ドルを受領した。この時点で、すでにBの一連の事業が困窮しており、そのことをYの支店長は知っていたが、Bから賄賂を受領して引き換えに融資をすすめた。その後、Bは、Yに小切手口座を開設して、それによって預金を上回る貸付けを受けた。Bの不履行によりAは、元金の一部についてYに支払い、Yはその後Bの他の会社やB自身に追加融資を行った。AとBと、Bの他の会社が同時に倒産を申し立てた。Aの管財人Xは、Aの行ったBの借金の保証と、保証に関するAからYへの支払いの全てが、保証が対価を得ていない行為であることから無効であるので、詐害行為であるとして、連邦倒産法五四八条(a)項(二)号によっ

て、無効を主張した。更に、倒産申立九〇日以内の支払については、連邦倒産法五四七条の偏頗行為であるとして取り消そうとした。Yは、Aは合理的な等価物を受領したといえるとし、また、偏頗行為により否認される行為は、先行債務の計算においてなされる行為でなければならぬが、Aの債務は、Bの不履行に掛かるもので不確定であり、支払の時点で支払期日にあるとは言えないと主張した。Yはさらに、AはBと申し合わせでYに詐欺的行為を行ったので、Xはエクイティ上回復を禁じられると主張した。

破産裁判所は、詐欺譲渡については、Aが合理的で同等な価値を受け取ったとし、騙頗行為については、連邦倒産法五四七条(c)項(二)号の「新価値を債務者に与えるのと同時の移転」であったとして、管財人Xの請求を棄却した。Xは上訴したが連邦地裁は第一審を維持した。

第一巡回区控訴裁判所は、保証の有効性について、相当な約因「対価のこと」を欠くことの立証責任はXにあるとした上で、A以外に保証人や物的保証が存在したと、保証する事態の生じる可能性からAの得た三六万ドルが対価として低すぎるとはいえないので、明白には、Aが対価を得ていないとは言えないとして、詐害行為性を否定した。偏頗行為については、

連邦破産法上、債務は不確定のものをも含むとして、倒産申立九〇日以内の支払についてのみ、Xが取り消すことを認めた。そして、エクイティと否認権の問題に関しては、Xは、Aの債権者であつて債権者の利益のために請求するものであり、Aによる、倒産申立前の詐欺を理由として、管財人の請求を排斥することはできないとした。

- (1) 最一小判昭和三九年一月二四日判時三六五号二八頁。
- (2) 実際に本稿で扱う事例においては「fraud」は、その財産が請求者に「帰せられる」という文脈で用いられている。
- (3) 松坂佐一『英米法における不当利得』(一九七六有斐閣)一六七頁。尚、連合王国法に關して、石尾賢二「エクイティ上の追求効と擬制信託について」ヘイトン教授に依拠して「商大論集五〇巻五号(一九九九)二八七頁」。
- (4) リーエンとは、先取特権や留置権的な権利で先取特権である場合が多いので、「先取特権」と和訳する場合もあるが、単なる留置権を示す場合もある。したがって、誤った印象をもたらすのを避けるため、本稿では「リーエン」を用いる。ただし、エクイティ上のリーエンは、先取特権である。
- (5) 四宮和夫「物権的価値返還請求権について」我妻栄先

生追悼論文集『私法学の新たな展開』(一九七五有斐閣)一八五頁。

- (6) 松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性」林良平先生献呈論文集「現代における物権法と債権法の交錯」(一九九八有斐閣)二五七頁。

- (7) 質料債権への物上代位の肯定(最一小判平成元年一月二七日民集四二巻九号一〇七〇頁)、また、包括的な譲渡担保権について、担保目的物の価値を増加させた者への代金不払いという損失をもって利得しているのを認めるかのような判決の存在(最一小判昭和六二年十一月一〇日民集四一巻八号一五五九頁)。

- (8) Restatement of Restitution, §1.

- (9) 木下毅、「アメリカ私法」(一九八八有斐閣)、一九八頁。

- (10) Symposium: Restitution and Unjust Enrichment, 79 Texas Law Review 1763 (2001); 拙稿「論文紹介」『不当利得を根拠とする原告の損失の回復と、不法を原因とする吐き出し的救済』アメリカ法二〇〇二年二号三八七―三九二頁参照。

- (11) エクイティとコモン・ローの統合は裁判所の統合とそれに伴う手続の統合である。アメリカの初期のコロニーは一七世紀を通じてどちらかというと王座裁判所よりそれ以前の地方の裁判所に倣っており、エク

イティ裁判所をコモン・ロー裁判所を別個に有する（名譽革命前の一三州：Thomas O. Main, *Traditional Equity and Contemporary Procedure*, 78 Wash. L. Rev. 429, 449 n127 (2003), Solon Dyke Wilson, *Courts of Chancery in the American Colonies, in 2 Select Essays in Anglo-American Legal History* 779 (1907)）とは一般的ではなく単一の裁判所において両方を処理していた。その後も、エクイティ裁判所を別に創設しようとしたコロニーも設立を必ずしも認められなかったため、コモンロー裁判所がエクイティの事件を処理し、そのうち時々はエクイティの手続に従った。あるいはエクイティを処理しない裁判所もあった（Ellen E. Sward, *A History of the Civil Trial in the United States*, 51 Kan. L. Rev. 347, 365-368 (2003)）。なお、エクイティを扱わなかった地域の例としてニューイングランドがある（Main, *id.* at 449 n127, Joseph H. Beale, *Equity in America*, 1 Cambridge L.J. 21, 23 (1923)）。ニューヨーク州は別々に裁判所を有しかつ異なる手続で処理していた州であった。なおニューヨークでエクイティ裁判所は一七〇一年に創設されたが活用され始めたのは一七八年の再編後であった（Main, *id.* at 449 n127, Walter E. Sparks, *The Origin, Growth, and Present Scope of Equity Jurisprudence in England and the United States*, 16 W. Jurist 473, 478 (1882)）。そのニューヨーク州が一八四八年フイー

ルド法典により一八四六年州憲法の定めたコモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所の統合を現実化し、四分の三の州がそれに倣った。連邦は裁判所は一つであったが手続に関しては異なっており、コモン・ローは各州ごとの異なる手続、エクイティに関しては規則により統一した手続であったところ一九三八年連邦議会制定法の授權に基づく連邦裁判所規則によって統合された手続を採用した（田中和夫・英米法概説〔有斐閣・一九七四〕二一九、二七四―二七五頁）。ただし手続上も陪審審理はコモン・ロー上保障されるものであることに変わりはない（浅香吉幹・アメリカ民事手続法〔弘文堂・二〇〇〇〕九八―九九頁）。樋口範雄「コモン・ローとエクイティの区分の現代的意義」英米判例百選〔第三版〕、一五九頁。

(12) Restatement of Restitution, §160:「財産に対する権原を保有する者が、それを引き続き保有することになれば不当に利得することになるであろうという理由で、他にそれを移転すべきエクイティ上の義務を負う場合に、擬制信託が成立する」(前掲注(9) 木下、二二五頁)。狭義では、擬制信託とは、追及可能な財産について、原告の損失が資する割合に応じた返還を認める救済である。例えは、原告の一〇〇〇ドルのみを用いて、ある財産を購入したが、後にその財産の価値が二〇〇〇ドルに上昇した場合に、原告の一〇〇〇ドルが新たな物の獲得に一

○○パーセント寄与しているので、新たに獲得された物について二〇〇〇ドル全額の取り戻しが原告に認められる。また、例えば、原告の一〇〇〇ドルと侵害者自身の二〇〇〇ドルを用いて獲得した財産が六〇〇〇ドルであった場合には、原告の損失が、財産獲得について三分の割合で寄与しているので、財産の価額六〇〇〇ドルのうち三分の一である二〇〇〇ドルについてのその財産からの取り戻しが原告に認められる。同旨、小林規成・ジュリスト二九五―二臨時増刊号、英米判例百選、二一七頁(一九六四 有斐閣)。

(13) Restatement of Restitution, §161: エクイティ上のリーエンは、「ある者の財産が、エクイティ上の訴訟手続により、そのままの状態に放置しておいたならばその者が不当に利得するであろうという理由に基づき、ある請求権に対する担保として、他の者により追及され得る場合」(前掲注(9) 木下、二一七頁)に成立する。・エクイティ上のリーエンとは、追及可能な物の上に、原告の損失を限度として先取特権を認めるものである。なお、判例において“equitable lien”の語を用いる場合であっても、不当利得原理ではなく、当事者の合意を根拠としてリーエンを課す場合が存在する (Emily L. Sherwin, *Constructive Trusts In Bankruptcy*, 1989 U.M.I.L.Rev. 297, at 301)。例えば、それは、本稿において後述するように、合意の実

現の方向で義務を強制するようなエクイティ上の救済であると考えられる。もつとも、そもそもの債務の存在に関する合意の瑕疵かその債務に関する担保権設定に関する合意の瑕疵ないし不履行を争うことについては同一の事実をもつてしても解釈の仕方によって両方主張し得るであろう。しかし、後述のように、請求権者がエクイティ上の救済を有するのか、あるいは未完成の担保権を有するかかの解釈によって、倒産法上の扱いが異なる。したがって、結局のところ、合意の瑕疵等の判断よりも、担保権を完成することが優先権を主張する者に主張し得たかという判断に重きが置かれることになろう。

(14) Restatement of Restitution, §162: 「ある者の財産が他人の債務または他人の財産上のリーエンを消滅させるために用いられ、その結果その者がかくして与えられた利益を保有すれば不当に利得するであろうような事情にある場合、前者が債権者またはリーエンホルダに代位する」(前掲注(9) 木下、二一九頁)。

(15) 原告が特定の財産について追及不可能な場合にも、侵害者が所有する金銭について、不当利得に基づいて原告が執行しうるような救済をさす。本来は、信託義務に基づく計算義務であり、計算書の提出を命じることも可能ではあるが、それはあまりないとされる。また、他の三つの救済の効果として捉えることも可能である。(以上、

DAN B. DOBBS, *HANDBOOK ON THE LAW OF REMEDIES* (2nd ed. 1993), at 408-410.)

(16) *Id.* at 391.

(17) 前掲注(9) 木下, 二二三頁。

(18) 前掲注(9) 木下, 二二四頁。

(19) 前掲注(9) 木下, 二二九頁。

(20) 即ち、原告が元の財産の回復を得られない時に特定の代位物を受領できるような救済であり、不当利得の原理を前提として認められるエクイティ上の救済である

(*Oestle, Defences of the Restitutory Right to Trace*

*Misappropriated Property In Equity And UCC §9-306, 68*

*Cornell L.Rev.* 172 (1983), at 175-176.)

(21) *Restatement of Restitution, §205*: 「人が他人に対して責任を有する財産を受領する場合には、彼は財産から取得するいかなる直接の産出物に対しても責任がある(前掲注(3) 松坂, 二四九頁)」。

(22) ある者が他人の財産を違法に処分しても、その財産がいかなる所産(*product*)にも追及され得ない場合には、その他人は、侵害者に対し単なる人的請求権を有するのみであつて、侵害者の財産のいかなる部分にも、擬制信託やエクイティ上のリೀエンを課すことはできない(*Restatement of Restitution §521 (1), Cmt a*). ただし、ブローカーが違法に顧客の証券を処分した場合に、ブロー

カーが自己の計算において同様の証券を有している場合(*Restatement of Restitution §521 (2)*)を除く。

(23) *Zweiger, Einführung in die Rechtsvergleichung* (3. neubearbeitete Aufl. 1996), s. 561. 前掲注(9) 木下, 二二四—二二五—二二六頁。

(24) *Restatement of Restitution §215, Cmt b, 5 AUSTIN W. SCOTT, WILLIAM F. FRATCHER, THE LAW OF TRUSTS* (4th ed. 1985), §521, at 654.; *Restatement of Restitution §215, Cmt b*: 「自己の財産を他人により違法に取得された者が他の債権者に対する優先権を有しないのは、その侵害者がかつてその財産ないし売却金を有し、かついまだにその財産

が区別可能な形で混和されていることを原告が証明できない場合である。」つまり、追及可能性の認められる場合は、奪取されたものを侵害者の既存の財産に *identifiable* であるということである。なお、この問題を、「特定性の要件」ととらえ、その要件を不要ないし緩和する少数説を、「財産膨張理論」として紹介するのが前掲注(9) 松岡論文である。

(25) 5 *SCOTT, Supra note (24)*, at 655.

(26) *Oestle, supra note (20)*, at 175, n6.

(27) *Restatement of Restitution, §163, Cmt d*: 「財産の譲渡が錯誤を理由として無効であり、かつ財産の返還あるいは

その価額を理由とする判決が十分な救済ではない場合には、譲渡人は、取消権を行使する際に、財産の特定的原状回復を理由とするエクイティ上の判決を有することができる。これは、土地あるいは代替可能ではない動産が譲渡された場合である。他方で、譲渡された財産の価額についてのコモン・ロー上の判決が十分な救済である場合には、エクイティ裁判所は特定の原状回復を宣言できない。しかしながら、そのような特定の現状回復の否定は、譲受人が、錯誤によって自己に譲渡された財産を、譲渡人のための擬制信託に基づいて保有しないということを示すものではない。また、それが意味するのは、譲受人が信託を免れた財産を保有したり、譲渡人がその財産上に受益権を有しないことを意味するものではない。逆に、財産が錯誤の下で譲渡され、譲渡人が現状回復の権利を有する場合には、譲渡人はその財産上に受益権を獲得し、かつ、コモン・ロー上の救済が十分な場合には彼が特定の現状回復の権利を有しないという判断は、単に手続上のものである。譲受人が無資力である場合には、譲渡人には特定の原状回復が認められるが、それは、その財産が、もし彼が無資力でないならばコモン・ロー上の救済が十分であり、かつ譲渡人が特定の現状回復できないような性質の財産である場合であってもである。このことは、譲渡がなされた際に譲受人が無資力で

ある場合のみならず、譲受人が事後的に無資力になった場合にもあてはまる。」前掲注(3) 松坂、一九〇一九一頁。

(28) 前掲注(11) 田中、二七五頁。

(29) 前掲注(11) 樋口、一五八一—一五九頁。

(30) Restatement of Restitution, §160 Cmt. e, §163 Cmt. d; §160 Cmt. E: 「たとえ譲渡されたものが、金銭または唯一でない動産であっても、支払または譲渡が信任または信頼関係 (fiduciary or confidential relation) の濫用によってえられたときは、支払人または譲渡人は特定の回復のために、衡平上の訴訟を提起することができる」(前掲注(3) 松坂、一八一頁)。前掲注(27) §163注p。

(31) 例えば、Massachusetts Bonding & Ins. Co. v. Josselyn, 224 Mich. 159, 194 N.W. 548 (Mich. 1923) は、遺産管理人が自己の管理する遺産と自分の金銭を自己の銀行口座に預金し、引き出した後で残余を用いて自分の生命保険の保険料を支払った事例である。ここでは、管理人の死亡後受益者は保険金全額を回復する権利を有すると判決された。このような生命保険においては、その保険金は保険料によるものか、被保険者の生命を理由とするものかといった問題がある。(この点に関して、火災保険の保険金は保険料ではなく消失したものを理由とするものだとされる)。他方で、保険制度の目的である、遺族の生活の

確保といった政策的な側面を背景とした批判も多い。

- (32) ハイン・ケッツ『トラストとトロイハント』(一九九九  
勁草書房)、七八頁。

(33) エクイティの意義は信託にあり(メイトランド「エク  
イティ」(一九九一 商事法務研究会)、信認関係とは狭  
義には明示信託関係を示すものである。それを信託の存  
在しないところまで拡張するのが信認関係の法理であ  
る。

(34) 前掲注(9) 木下、二一四頁における、エクイティ上  
の救済を認める場合の類型(1)にあたる。

(35) 前掲注(11) 田中、二五二―二六五頁。

(36) 前掲注(32) メイトランド、一―三三頁。

(37) 信認関係の存在する場合の解決は、エクイティ上の権  
限についての考え方を前提とした明示信託における  
解決の拡張そのものであるから、信認関係の存在する事  
例においてエクイティ上の権限についての法理が排斥さ  
れるという訳ではない。また、イギリス法においては、  
信認関係の存在が、エクイティ上の請求権の要件である  
ので、アメリカと違って、錯誤や詐欺や脅迫を理由とし  
てのみでは給付の返還をエクイティによって認めること  
はない。(前掲注(32) ケッツ、九一―九二頁、DOBBS;  
*supra* note (15), at 593.)

(38) 5 SCOTT, *supra* note (24), §462.1, at 312.

(39) DAN B. DOBBS, HANDBOOK ON THE LAW OF REMEDIES  
(2nd ed. 1993), at 398.

(40) Restatement of Restitution, §168, §172, §201; §168: 「(1)  
第三者が受益権をもっている財産を保有する者が、第三  
者に対する義務に違反して、財産に対する権限を他人に  
譲渡する場合には、譲受人は善意有償取得者でない限り、  
第三者の権利に服する財産を保有する。(二) 譲渡が第  
三者を欺くためになされた場合には、譲受人が善意有償  
取得者でない限り、(欺かれた) 第三者に服する財産を  
保有する。」(前掲注(3) 松坂、二〇〇頁。§172: 「(1)  
擬制信託やエクイティ上のリーエンに基づいて財産を保  
有するであろう状況の元で権限を獲得した者は、そのよ  
うな状況を知らずにその財産のために対価を与えた場合  
には、擬制信託に基づいて保有しない。(2) そのよう  
な譲受人は、本リストイメントにおいて、「bona fide  
purchaser (善意有償取得者)」と言われる。」§201: 「(1)  
受任者が受益者に対する義務に違反して、受任者として  
彼に託された財産を第三者に譲渡する場合には、第三者  
は善意有償取得者でない限り、財産を法定信託にもとづ  
いて保有する。(2) 受任者が受益者に対する義務に違  
反して、受任者として取得した機密の情報を第三者に知  
らせ、第三者が義務の違反を知らずに、情報に対し対価  
を支払う場合には、第三者は責任を負わない。」(前掲注

(3) 松坂、一三四頁)。

- (41) Austin W. Scott, *The Right to Follow Money Wrongfully Mingled with Other Money*, 27 Harv.L.Rev. 125, 128 (1913).
- (42) Restatement of Restitution, §173 Cmt k, §160 cmt f.; §173 コメントk:「ある財産が、擬制信託に従属する者により保有され、かつ彼に対する判決にもとづく執行や競売手続において売却され、かつ、買主が、擬制信託を知らずに購入価額の支払いをなしたときは、彼は、「bona fide purchaser」[善意有償取得者]である。そのことは、その財産が第三者によって購入されたのか判決債権者自身により購入されたのかということに関わらない。また、判決の執行における売却のみならず、倒産における管財人による売却や受領者の売却、執行管理による裁判所の命令の下での売却、換価処分の場合にもあてはまる。」
- §160 コメントf:「ある者が他人のための擬制信託に基づいて財産を保有する場合で、かつ、擬制受託者が無資力である場合には、その他人は特定のその財産を回復しうる。その財産における受益者についてのエクイティ上のリーエンが保護されるのは、善意有償取得者の権利が妨げられない場合である。擬制受託者の一般債権者は、善意有償取得者ではなく、かつ受益者の権利に劣後するが、それは、擬制信託が擬制受託者の資力があつたならば擬制受託者に対して特定の強制可能である場合のみならず、擬制受託者に資力があつたならば、コモン・ロー上の救済が十分であることを理由として特定のには強制され得ない場合にもである。擬制信託が擬制受託者の無資力から生じるのは、エクイティ裁判所がコモン・ロー上の救済が十分である場合に特定のな強制を拒絶する場合である。しかし、もし擬制受託者が無資力であり、その結果金銭についてのコモン・ロー上あるいはエクイティ上の判決が十分な救済ではない場合には、擬制信託は特定の強制可能である。擬制信託の受益者の受益権は、そのような保護が必要な場合に、エクイティにおいて保護される。」

- (43) 「product」は、果実や、譲渡の対価としてうけ取った売却金他の財産権、運用利益など、あらゆる追及可能な財産に対して使用される。
- (44) RESTATEMENT OF RESTITUTION, §202-205 (1937), §160, Cmt. i.
- (45) Andrew Kull, *Restition in Bankruptcy: Reclamation and Constructive Trust*, 72 Am.Bankr.L.J. 265, 266 (1998).
- (46) G.Palmer, *THE LAW OF RESTITUTION* §2-14, at 183 (1978), Sherwin, *supra* note (13), at 306 n42.
- (47) RESTATEMENT OF RESTITUTION, §173 Cmt k, §160 cmt f., RESTATEMENT (SECOND) OF RESTITUTION §43, cmts b, c (Tentative, Draft No.2, 1984).

- (48) Scott, *supra* note (41), at 128.
- (49) 前掲注(33) メイトランド、一二五—一二六頁、前掲注(32) ケッツ、二九—三〇頁。
- (50) 5 Scott, *supra* note (24), at 398.
- (51) 前掲注(32) ケッツ、八〇頁、注二四七。
- (52) 11 U.S.C. § 541 (d) (1984): 「手続開始当時、既に売却済みの不動産について、債務者がそのまま保持し続ける譲渡抵当 (mortgage) または譲渡抵当に対する権利のように、債務者が普通法「コモン・ロー」上の権原 (legal title) のみを有し、衡平法上の権利 (equitable interest) を有しない場合においては、その目的財産は、本条 (a) 項 (一) 号・(二) 号により財団財産となるが、その財産について債務者が有する普通法上の権原の範囲内においてのみ財団財産となるのであって、債務者が有しない衡平法上の権利までが財団財産となるのではない。」(高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』(一九九六 商事法務研究会)、五七九頁。
- (53) 11 U.S.C. § 544 (1984): 「(a) 管財人は、手続開始当時において、管財人または債権者が知っているかどうかにかかわらず、次の者の権限を有し、また、次の者によって否認しうる債務者の財産譲渡行為及び債務負担行為を否認することができる。(一) 手続開始当時に与信を与え、その債券について単純契約 (simple contract) に基づいて債務者の全財産上に司法上の先取特権 (judicial lien) を取得した債権者、現にそのような債権者が存在すると否とを問わない。(二) 手続開始当時、与信を与え、その債務について強制執行令状を取得して執行したが、債権につき満足を得られなかった債権者、現にそのような債権者が存在すると否とを問わない。(三) 債務者から不動産 (不動産定着物ではない) を買った善意の買主であって、法令によりその對抗要件を具備することが認められているため、手続開始当時、善意の買主としての地位を取得し、かつ對抗要件を備えたもの、現にそのような買主が存在すると否とを問わない。(b) 管財人は、本法五〇二条により認容されるべき、あるいは同条 (c) 項によってのみ認容してはならないとされている無担保債権を有する債権者が、法令に基づき否認しうる者とされている債務者の財産移転並びに債務負担行為を否認することができる。」(前掲注(52) 高木、五八一頁)。
- (54) 後述第一部第二章参照。
- (55) *In the Matter of Iowa Railroad Company*, 840 F.2d 535 (7th Cir. 1988).
- (56) U.S. Const. Art. I, § 8, Cl. 4, U.S. Const. Art. III, § 2, Cl. 1.
- (57) 28 U.S.C. § 1334 (2004).
- (58) 28 U.S.C. § 1334 (b) (2004): 「州法による支払い不能に関する、清算のための信託の制度が別に存在するが、連

- 邦倒産法に抵触する場合には連邦倒産法が優先し、詐欺的な場合には否認権の対象となりうるが、その手続が適切な場合には倒産申し立ての棄却事由の一つとなりうる。」前掲注(52) 高木、四九頁参照。
- (59) 28 U.S.C. § 152 (a) (1) (1984).
- (60) 28 U.S.C. § 157 (b) (1984).
- (61) 28 U.S.C. § 157 (c) (1) (1984). 前掲注(52) 高木、二七三—二八一頁。
- (62) 前掲注(52) 高木、二七六頁。
- (63) 連邦最高裁への権利上訴は存在しない(前掲注(11) 浅香、一六四頁)。裁量上訴は最高裁判所規則一〇条(一〇〇三三) (<http://www.law.cornell.edu/rules/supcv10.html>)。
- (64) 前掲注(52) 高木、二九〇—二九二頁。28 U.S.C. § 158 (b)。
- (65) 前掲注(52) 高木、二九二頁。28 U.S.C. § 158 (b)。
- (66) Thomas E. Plank, *Bankruptcy and Federalism*, 71 *Fordham L. Rev.* 1063, 1070 (2002). たとえば、一〇一条(九項(A)号(ii))は、会社の定義であるが、「法の下で組織された」パートナーシップの団体で資された資本のみの有限責任とするものを含む」とする。また、一一〇条(k)項は、過失によつたり詐欺的である破産申し立てに関する同条が「規則や法が無許可の法律活動を禁止している場合に禁止されている活動を許すものと解釈されてはな
- らない」(前掲注(52) 高木、五〇三頁参照)、とする。
- (67) 一〇一条(一)項は、「会計士とは、適用可能な法により認められて公的な会計を業とする者で、同じように法により認められた会計士の職能団体、会社、パートナーシップを含む」とする。他に、365 (c) (1) (A), 502 (b) (1), 543 (c), 544 (b), 546 (b) (1), 547 (e) (1), 548 (d) (1), 549 (c), 723, 761 (10) (ix)。
- (68) 一〇六条(a)項(四)号は、「政府機関に対する命令、手続、判決の強制は破産法以外の適切な法 (appropriate nonbankruptcy law) に一致しなければならぬ」とする。他に、適用可能な (applicable) 非倒産法とされるのは以下。101 (35A), 363 (f) (1), 365 (c) (3), 365 (b) (1) (A) (i), 同(ii), 365 (b) (2) (A) (i), 同(ii), 365 (n) (1) (A), 同(B), 552 (b) (1), 723 (a), 927, 1123 (d), 1222 (d), 1322 (e) (Thomas E. Plank, *Bankruptcy and Federalism*, 71 *Fordham L. Rev.* 1063, 1071), 522 (b) (2) (B)。
- (69) *Id.* at 1072. 「州法によつて」と示されるのが一〇九条(c)項(二)号「州法の下で」とするのが「五二二条(c)項(二)号、「適用可能な州法」が五二三条(a)項(二)号、そのうち一〇九条(c)項(二)号は、第九章自治体の債務調整手続の債務者となりうるもの一つとして、「州法によつて、あるいは第九章債務者となりうる組織であることを認める権限を州法によつて許

可された政府体の管理や組織によって、地方自治体としての資格や名前によって特定の授權されて、九章の下で債務者となる組織」(前掲注(52)高木、五〇〇頁参照)をあげる。「州法あるいは「州法の定める」地域法」と示されるのが、三四六条(b)項(一)号と五二二条(b)項(二)号(A)である。そのうち五二二条(b)項(二)号(A)は、財団から除外できる財産の一つとして、「申し立ての日直前から一八〇日間先立つ期間ずっと、あるいはその間に他の場所よりも長い間について、債務者の住所であった場所で、申し立ての時に適用可能であった州法あるいは「州法の定める」地域法により除外される財産」を挙げる。「州あるいは「コロンビア特別区とプエルトリコ以外(101(52))の領域の」政府体による法」(state or territorial law by a governmental unit)と示されるのは第七順位の優先債権についての五〇七条(a)項(七)号、非免責債権についての五二三条(a)項(五)号同(一五)号否認できない権利についての五四七条(c)項(七)号であり、いずれも離婚に伴う養育費や扶養料についての規定である。それぞれに基づき「州あるいは州のない地域の政府体による法」に基づきなされた決定による養育費や扶養料が含まれている。

(70) Plank, *supra* note (68), at 1072. 親族の定義についての一条(四五)項における“common law”, 否認権の制限

における五四六条(c)項と同(d)項における制定法または判例法による権利。

(71) *Id.* at 1070-1072 (2002).

(72) Thomas E. Plank, *The ERIE Doctrine and Bankruptcy*, 79 *Note Dame L. Rev.* 633 (2002).

(73) もちろん、具体的な事案では、純粋な識別可能性とは違った意味で、取り戻せない場合にも「追及し得ない」といった表現がとられる場合はありうる。また、すべての段階の問題が裁判例においては渾然一体として論じられたりもする。

(74) Ashley S. Hohmer, *Constructive Trusts In Bankruptcy: is an equitable interest in property more than just a "claim"?*, 19 *Bank. Dev. J.* 499 (2003).

(75) Scott, *supra* note (41), at 128.

(76) Restatement of Restitution, §173 *Cmt. k*, §160 *cmf.*

(77) 債務者が権限を失わずに占有を継続し、管財人が有する権利と権限を有し義務を負担する倒産法上の制度(二 U.S.C.S.1107)。

(78) 5 *SCOTT, supra* note (24), §462.1 at 312.

(79) リーエンとは、先取特権や留置権的な権利で先取特権である場合が多いので、「先取特権」と和訳する場合もあるが、単なる留置権を示す場合もある。したがって、誤った印象をもたらすのを避けるため、本稿では「リー

- エ>」を用いる。ただし、エ>イ>エ>上のリーエ>は、先取特権である。11 U.S.C. § 541 (d).
- (80) 11 U.S.C. § 544.
- (81) Hohimer, *supra* note (74).
- (82) *Id.*
- (83) Kull, *supra* note (45), at 268-269 (1998).
- (84) Carlos J. Cuevas, *Constructive Trusts, and UCC and Bankruptcy Code 544 (a) (1): Part One*, 19-APR Am. Bankr. Inst. J. 44, n.6 (2000).
- (85) 11 U.S.C. § 541 (d).
- (86) 11 U.S.C. § 544.
- (87) 11 U.S.C. § 544 (a) (1).
- (88) 11 U.S.C. § 544 (a) (3).
- (89) National Bank of Alaska v. Erickson, 912 F.2d 1125 (9th Cir. 1990).
- (90) In re Quality Holstein Leasing, 752 F.2d 1009 (5th Cir. 1985), In re Howard's Appliance Corp., 874 F.2d 88 (2nd Cir. 1989), In re N.S. Garrott & Sons, 772 F.2d 462 (8th Cir. 1985), In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).
- (91) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994), In re Robert C. Mccafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).
- (92) In re Quality Holstein Leasing, 752 F.2d 1009 (5th Cir. 1985).
- (93) In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).
- (94) In re Quality Holstein Leasing, 752 F.2d 1009 (5th Cir. 1985).
- (95) In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).
- (96) In re General Coffee Corp., 64 B.R. 702, 704-705 (D. Fla. 1986) (mem.).
- (97) 八〇〇万ドルについては追及できないが、6,488,011ドルについて又のための擬制信託が生じる。(In re General Coffee Corp., 41 B.R.781, 783-874, (Bankr.D.Fla., 1984) (mem.)) ただし、控訴裁判所は、「6,488,011ドルについての追及を認めた連邦地裁の判決が維持される (828 F. 2d 699, 701, 707 (11th Cir, 1987)) とする。
- (98) In re General Coffee Corp., 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).
- (99) In re Quality Holstein Leasing, 752 F.2d 1009 (5th Cir. 1985).
- (100) In the Matter of Haber Oil Co., Inc., 12 F.3d 426 (5th Cir. 1994).
- (101) 12 F.3d at 431-432.
- (102) 12 F.3d at 432-435.
- (103) In re N.S. Garrott & Sons, 772 F.2d 462 (8th Cir. 1985).
- (104) In re Howard's Appliance Corp., 874 F.2d 88 (2nd Cir. 1989).
- (105) In re N.S. Garrott & Sons, 772 F.2d 462 (8th Cir. 1985).

- (106) 12 U.S.C. § 2017.
- (107) 権原保険とは、不動産の処分に関連してかけられるもので、権原保険会社がある土地に関する既存の負担(例えば担保権)について保証するものである。アメリカの登録制度の主流が人名を基準とする編成であるために、個人が単独で調査しようとしても、同一の土地に対する権原の重複を調査しきれないことから発達した事業で、権原保険会社は、独自に編成した、土地を基準としたデータを有してそれによる権原の調査を行い、また、土地の取引に関連した、「第三者預託金 (escrow)」の形式で代金回収業も同時に行うとされる(國生一彦、アメリカの不動産取引法(商事法務研究会 一九八七)、六一頁)。
- (108) *In re Howard's Appliance Corp.*, 874 F.2d 88 (2nd Cir. 1989).
- (109) 「自動停止効」とは、倒産事件開始申し立てによって、当然にすべての債権者等の個別的権利行使が禁止されることであり、倒産事件申し立てそれ自体が差し止め命令を構成する。担保権の行使や相殺も禁止される(前掲注(52) 高木、五九一六一頁)。
- (110) *N.J. Stat. @ 12A:9-401 (1)* の規定は、売掛債権と契約上の権利と動産の売買についての取り引きに関する担保権の適切な登録地について規定する。そして、同条同項の (a) 号では農場経営に関連する担保権、(b) 号では鉱石や石油の採掘業に関連する担保権について規定し、(a) 号は、債務者の居住地のカウンティ、居住地がニュージャージー州にない場合には担保目的物の所在地のカウンティ、(b) 号は、採掘地の不動産権の登録される登録所であるとされる。それら以外の場合について規定するのが (c) 号であって、適切な登録の場所は州務長官の登録所であると規定されている。・アメリカビジネス法シリーズ 8・アメリカ統一商法典、ブラッドフォード・ストーン、渋谷年夫訳(一九九四 木鐸社)、四一九一四四五頁。
- (111) *In re Koreag, Controle et Revision S.A.*, 961 F.2d 341 (2d Cir. 1992).
- (112) *U.C.C. § 2-702 (2)* (1964). 「支払不能であるのに信用取引の買主が商品を受領したことを売主が気づいた場合には、売主はそのような受領の一〇日以内の要求によりその商品を取り戻しうる。ただし、支払い不能についての不実表示が、引き渡しの三ヶ月以内に特定の売り主に対して書面でなされた場合には一〇日以内の制限は適用されない。本稿で規定する場合を除いて、買主の支払い不能や支払う意思に関する、悪意不実表示や善意不実表示に基づいて、買主は商品の返還を請求する権利に依拠することはできない。U.C.C. § 2-310 (a) (1964). 別段の合意のない限り、(a) 支払いは買主が物品を受け取るべき時期

および場所でなされるべきであるか荷積みの場所が引き渡しの場所であるときも同様である」(アメリカ統一商事法典研究会「アメリカ統一商事法典の翻訳」(一))「法学協会雑誌」(一九六六)八二巻四号五三、六七三頁)；C.C. § 2-507 (2) (1964)；支払いの期限が到来し、克買主への商品や権限商権の引き渡しと引き替えに支払いが要求される場合には、これらの物品または証券を保有しまたは処分しうる買主の売り主に対する権利は、買主がその支払いをなす事を条件とする。(アメリカ統一商事法典研究会「アメリカ統一商事法典の翻訳」(三))「法学協会雑誌」(一九六六)八二巻六号七七五、七七二頁。)

- (113) 11 U.S.C. § 546 (c) (1988).
- (114) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).
- (115) In re Robert C. McCafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).
- (116) Craig v. Swan Seymour, 871 F.2d 36 (6th Cir. 1989).
- (117) XL/Datacomp v. Wilson, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).
- (118) 16 F.3d at 1450.
- (119) 11 U.S.C. § 523 (a) (4) (1988).
- (120) In re Robert C. McCafferty, 96 F.3d 192 (6th Cir. 1996).
- (121) 11 U.S.C. § 523 (a) (5) (1988)；「詐欺、背任、および受託者の資格で活動している際の委託物横領、窃盗の結果負担した債務。」(既出高木、五六四頁)「別居合意、離婚判決、その他の正式記録裁判所 (court of record) の決

定、州法または地方自治体の法にしたがってなされた決定、または財産分配合意に関連して、債務者の配偶者、前配偶者、子に対して支払われるべき扶養料、生計費、扶助料であって、次の範囲の者を除く。(A) その扶養料が、任意に、あるいは法令等により、他の者に譲渡されているとき(ただし、社会保険法 (Social Security Act) 第四〇二条項号により移転された債務、および連邦政府または州政府あるいは州政府機関に移転された債務を除く)、または、(B) 養育費、生計費、扶養料といふものの、実質的には養育料、生計費、扶助料とはいえないもの。」(前掲注 (52) 高木、五六三―五六四頁。)

- (122) In re Calhoun, 715 F.2d 1103, 1109-10 (6th Cir. 1983). この事件では、離婚訴訟に従った共同債務の引受けは、扶養料であるので、破産免責が認められないのが原則であるとされた。しかし、そのような引受けが、実質的に、債務者の現存する予測可能な支払能力を超えている場合には、その能力を超えた引受けは扶養料とはならず、破産免責の対象となるとした。
- (123) Bush v. Taylor, 912 F.2d 989, 993 (8th Cir. 1990). 元夫が死亡した事案において、年金債権に対して元妻の有する持分2分の1の支払い義務についての破産免責を、倒産した現在の妻に対して否定した事例。
- (124) Ohio Revised Code (O.R.C.) §3307.71 (1994). 「ある者の

- 権利で、恩給、年金、退職手当自体や選択的権利 (optional benefit) 他の権利であって、本法三三〇七・〇一条から三三〇七・七四条の下で発生したり発生する他の権利や、本法三三〇七・六五条により創設される特別の資産とそれについてのすべての金銭と出資金と所得についてのものは、州の税金から除外される。ただし、本法五七四七・〇二条によって課される租税は別である。かつ、これらの権利は、カウンティや市の地方税からも除外される。ただし、例外があつて、それは、本法五七四八・〇二条ないし五七四八・〇八条にしたがつて課される租税である。かつ、これらの権利は、本法三一一・二二三条、三一一三・二二一条、三三〇七・七二条に規定される場合を除き、強制執行、債権と動産の差押えと仮差押え、倒産法や支払不能に関する法他のそのような法の手続の適用に従うべきではなく、かつ、譲渡されてはならない。ただし、本法三一一・二三条、三一一三・二二一条、三三〇七・〇一から三三〇七・七四条において特別に規定されている場合は除かれる。」日本でいうと、国民年金法二四条↓破産法三四条三項。
- (125) *XL/Datcomp v. Wilson*, 16 F.3d 1443 (6th Cir. 1994).
- (126) *In re Quality Holstein Leasing*, 752 F.2d 1009 (5th Cir. 1985).
- (127) *In re General Coffee Corp.*, 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).
- (128) *Belisle v. Plunkett*, 877 F.2d 512 (7th Cir. 1989). この事件で当事者が依拠するのは倒産申し立て時の法であり、一九八四年改正前の倒産法である。五四一条 (d) 項については、「本条 (a) 項 (一) 号・(二) 号が「本条 (a) 項」である (前注 (52) 参照)。五四四条 (a) 項 (三) 号については、「不動産定着物以外」の不動産という限定と、「対抗要件を備えた」という限定が無い (前注 (53) 参照)。
- (129) *National Bank of Alaska v. Erickson*, 912 F.2d 1125 (9th Cir. 1990).
- (130) *Wash. Rev. Code §62A-9-306 (2)*: 「本編が別に定める場合を除き、担保物件の売却交換他の処分にかかわらず担保的利益はその担保物件上に存在する。ただし、そのような処分が、担保の合意他において、担保権者の授権がある場合は除かれる。また、そのような担保的利益は、債務者の受領した売却金を含む、同一視可能な可能な収益 (identifiable proceeds) 上にも存続する」。
- (131) *Chbar v. Teeel*, 876 F.2d 769 (9th Cir. 1989).
- (132) 抵当権や先取特権の実行手続き。
- (133) もっとも、本件では、まず、一度売却がなされたからと言って、控訴人がエクイティ上の権利を失うかといった点がまず疑問と思われる。ある財産が、請求権者がそれについてのエクイティ上の請求をなし得ない者に、例

- えば、善意有償取得者やエクイティ上の権利を時間的に後から取得した者に移転した場合に、その後、当該財産が再び売主の元に戻って来た場合にはエクイティ上の請求をなしうるのが非倒産事例における原則である。もっとも、一度売却があった場合、エクイティ上の権利者はエクイティ上の権利を失うのではなく、売却を受けた買主の有するエクイティ上の権利に優位しないにすぎないか、あるいは、失ったとしても、優越するエクイティ上の権利を有しない者の下に当該財産が移転した場合には再びエクイティ上の権利が生ずるとするのは定かではない。もっとも、いずれの場合にも、管財人の否認権との関係では、結局は、管財人の対外的な性質が問題となり、五四一条と五四四条の問題に帰着するが、その内容は異なると考えられる。本件では五四四条を優越させる説に立ち、かつエクイティ上の救済が五四一条によって認められることはないとしたものである。
- (134) つまり、有効なパートナーシップに基づいた持分権を有するのみであり、エクイティ上の利益は有しないと判断したものと考えられる。
- (135) *Reliance Equities Inc. v. Vally Savings*, 966 F.2d 1338 (10th Cir. 1992).
- (136) U.C.C. § 9-304 (4) (1990). (証券のある証券以外の) 証券あるいは流通証券上の担保権は、登録や占有獲得がな
- い場合にも、書面による担保の合意の下で与えられた新たな対価を理由として生じる限りに置いて担保設定の時から二一日間対抗力を具備する。(アメリカ統一商事法典研究会「アメリカ統一商事法典の翻訳(四)」法学協会雑誌(一九六六)八三卷一五五四、三七頁参照)。
- (137) U.C.C. § 9-306 (3) (1990). 「売却金上の担保権が継続して完成された担保権であるのは、元の担保目的物上の権利が完成された場合である。しかし、債務者による売却金の受領後一〇日間で完成された担保権ではなくなり、かつ未完成のものとなる。ただし、以下の場合を除く」……「(c) 項…売却金上の担保権が一〇日間の期限の終結前に完成されたとき。」
- (138) *In re General Coffee Corp.*, 828 F.2d 699 (11th Cir. 1987).
- (139) *Norberg v. Arab Banking Corporation*, 904 F.2d 588 (11th Cir. 1990).
- (140) 11 U.S.C. § 548 (a) (2) (A) (1986). 同 (a) 項は、「管財人は、次の各号にあたるときは、申し立て提出日の前一年以内になした財産上の権利の移転及び債務負担行為を否認できる。債務者がその移転や負担を自発的に行ったかどうかを問わない。」と規定している。そして同条同項(二)号において規定されるのは、次の場合である。  
 …(二)号「A」その移転と債務負担の対価が合理的に同等とされる価値よりも少なく、かつ、(B) (i) その

移転または債務負担がなされた当時、債務者が債務超過であったか、または、その移転または債務負担の結果、債務超過となり、あるいは、(ii) その移転または債務超過の結果残された財産が、その移転等の当時、債務者が現に営んでいたか、またはそれから営もうとしていた業務または取引にとつて、非合理的なほどに小資本となつてしまつた場合、または、(iii) 弁済期に達した時における債務者の支払能力を超えることを承知しつつ、あえてその債務を負担したか、または、その負担した債務が支払能力を超えると信じて、その債務を負担した場合」(前掲注(52) 高木、五八八―五八九頁)。

(141) 11 U.S.C. § 547(b) (1984): 「本条(c)項に定める場合を除き、管財人は、債務者の次の財産上の権利の移転を否認することができる。それは、(一) 債権者に対し、またはその利益のためになされたものであるとき (二) その移転がなされる以前から債務者が負担していた債務のためになされたとき (三) その移転が債務者が債務超過となつてゐる間になされたものであるとき (四) (A) 申立書提出日の前九〇日以内になされたか、または、(B) その移転を受けた債務者が、移転を受けた当時に内部者(Insider)であつた場合には、申立書提出日の九〇日以上前であつて一年以内になされたものであるとき (五) その債権者が次の場合に受領しうるのであろう以上のもの

を取得することを可能とするものであつたとき。(A) 手続が本法第七章「清算事件」の手続によるものであつたとして、(B) もし、その移転がなされなかつたならば、(C) その債権者が本法の規定により、その債務の弁済として、受領したであろう配当額」(前掲注(52) 高木、五八五―五八六頁)。

(142) 11 U.S.C. § 547(c): 「移転が次に該当する場合には管財人は本条により否認できない。(一) その移転が(A) 債務者とその移転の相手方または移転による利益のある債権者の双方が、その移転と同時に、債務者に対し、新価値を引換えに与えることを意図してなされ、かつ、(B) 実際にも実質的に同時交換としてなされたものであるとき」(前掲注(52) 高木、五八六頁)。